

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成28年6月23日)

○ 村山繁生委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから、都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会を開催いたします。

傍聴の方お一人入っておられます。

本日の審査順序でございますけれども、都市整備部、環境部、上下水道局の順で審査を行います。当委員会に付託されました一般議案として、都市整備部の4議案と環境部の1議案の審査がございます。また、予算常任委員会都市・環境分科会として、環境部所管の平成28年度補正予算の審査がございます。なお、今回は、上下水道局に関する議案はございませんが、上下水道局を初め、各部局からは議員が参画を取りやめた審議会等の報告などもありますので、よろしく願いをいたします。

それから、まず、皆さんにお諮りいたしますけれども、この6月定例会に委員会の中で所管事務調査を実施するかどうか、これをちょっと確認したいんですが、いかがいたしましょうか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

委員会の中で。もうきょう、あしたということですね。

○ 小川政人委員

その他のところで質問してもいいということ。所管事務調査はどうなる。

○ 村山繁生委員長

別にまた所管事務調査をつくるという。

○ 小川政人委員

一般質問でわけわからん答弁やったで。

○ 村山繁生委員長

きょう中に終わればよろしいけど、予備日も使うことになってよろしいですかね。いいですか。

○ 小川政人委員

都市整備部に教えてもらいたい。

○ 村山繁生委員長

そうすると、この審査の中で片づくようなことであつたらそれでよろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

うん、片づくと思う。

○ 村山繁生委員長

そうですね。わかりました。

それでは、審査順序に基づきまして、都市整備部から審査を行ってまいります。

まず、部長、挨拶どうぞ。

○ 山本都市整備部長

改めまして、おはようございます。都市整備部でございます。

都市整備部のほうからは、議案のほうは4件、そして、所管事務調査として市営住宅入居者選考委員会のご報告、そして、その他といたしまして、国の交付金・補助金の内示状況についてご報告いたしたいと思っておりますので、ご審査のほうをよろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

○ 村山繁生委員長

議案第6号四日市市営住宅条例の一部改正についてを審査いたします。

まず、資料の説明を求めます。

○ 森下市営住宅課長

おはようございます。市営住宅課長の森下です。

それでは、私から説明させていただきますが、平成28年6月定例会議会の提出議案参考資料をご覧くださいませでしょうか。

○ 村山繁生委員長

提出議案参考資料でございます。資料のほうはよろしいでしょうか。

お願いします。

○ 森下市営住宅課長

議案第6号四日市市営住宅条例の一部改正についてでございます。

公営住宅法施行令の一部改正がありまして、収入基準の緩和される年齢要件が50歳以上から60歳以上に変更されております。その間の経過措置としまして、50歳以上の方からこの基準に適用される文言が盛り込まれておりましたが、10年経過に伴い、この文言を削除させていただくというものでございます。また、曙町市営住宅の整備事業に伴い、浜町の市営住宅の除却が完了しましたので、この規定に関するものを削除しようとするものでございます。また、松寺町市営住宅につきましても、公園用地として利用することが決まりましたので、規定を削除しようとするものでございます。

ご説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございますが、これより質疑に入りますが、何かご質疑のある方、ご発言願います。

○ 三平一良委員

松寺の何か、何かに決まりましたのでというようなお話が今あったんですけど、どうい

うふうに決まったのか、ちょっと教えてください。

○ 森下市営住宅課長

公園として利用するというふうなことが決まっております。

○ 三平一良委員

公園の形態とか、そういうような設計が終わっておるわけ。

○ 稲垣都市整備部理事

松寺町市営住宅の跡地の公園ですけれども、現在設計中でございます。おおむねの形は決まっていますけれども、グラウンドゴルフができるような形態でというような形で使っていくということで、地元とも調整をしているという状況でございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 三平一良委員

わかりました。

○ 加藤清助委員

改正の背景の（１）はわかるんやけど、今、三平委員がお尋ねになった（２）の曙町と松寺町の２件は、曙は浜町市営住宅の除却で駐車場にするのかなと思うんですけど、松寺はさっきの話、公園にすると言うんやけど、その面積とか位置は、何番地と書いてあるけど、地図も何もつけていないもんで、これで承認してくださいということだけなのかなと思って、もうちょっと丁寧にしたほうがよかったのかなと、僕の印象はな。わかっておる人はわかっておるんやけど、どれぐらいの広さなのかも皆目検討つかんし、駐車場は何台とめられるのかもわからんし、公園はどれぐらいで、どんな遊具とか何か、ただの原っぱなのかさっぱりわからんし、そういうのを出してきてもらったほうがよかったと思うんですけど、そういうのはないんですか。

○ 村山繁生委員長

どうですか、その辺のところは。

○ 森下市営住宅課長

浜町市営住宅の跡地につきましては約2100㎡の広さがございます。駐車場につきましてはおおむね1台ぐらいの提供ができるというふうになっております土地でございます。2100㎡の中に駐車場も完備しておるといことです。

(発言する者あり)

○ 森下市営住宅課長

済みませんでした。

2100㎡の建物の中に、浜町の市営住宅2棟ございまして、全部で36戸の戸数があるわけですが、その敷地の中に駐車場、1世帯1台分ぐらいが当たるぐらいの駐車場が整備されていたといことです。

○ 村山繁生委員長

1世帯1台分あるということですね。

加藤委員、どうですか。

○ 加藤清助委員

あと、公園は。

○ 稲垣都市整備部理事

済みません、松寺のほうの面積は今わかりませんので、後ほど資料出させていただきますということで、済みません、申しわけございません。

○ 村山繁生委員長

もう少し細かい資料を、加藤委員、求めますか。資料として。

○ 加藤清助委員

後でいいけど、でも、議案の提案をしておるんやで、それはちょっと、自分たちはよくわかっておるもんでええと思うけど、ここの委員会で議案を審査してくださいという姿勢としてはちょっとクエスチョンやな。ほかの方がどう思われるか知らんけど。

○ 村山繁生委員長

この別表の中にこの細かいそういった資料というのはついていないんですか。

○ 森下市営住宅課長

別表の中には場所と駐車料金だけが記載してありますので、面積等については記載はされておられません。

○ 中森慎二委員

加藤委員もおっしゃったけど、条例の改正に何も異論はないし、これはこれでいいんだけど、この改正に伴ってどうなるのと。現状どうなったのか、どう変わっていくのかということは委員会にちゃんと資料として示さないかんわ。これだけじゃわからんもん。

例えば、この浜町のを民間に売却すると言っているけど、それは何の条件もなしに、誰から買ってもらってもいいのかとか、そういう話の形で最終的にどういうふうな形を目指しているのかということも全くわからないから、そこら辺をちゃんと示さなあかんのやないですか、資料で。

○ 山本都市整備部長

ちょっと資料のほうの不備で申しわけございませんでした。後でちょっと不備を修正させていただきます。

そして、浜町の市営住宅につきましては、提出議案参考資料の追加分のほうで位置図のほうと、そして、この廃止した市営住宅跡地の活用については、方向性のほうだけちょっと記述させていただいているところがあります。追加資料の7ページになります。後で出させていただきますので、ちょっと申しわけございませんが、そのような形にさせていただきます。

○ 村山繁生委員長

平成28年6月定例会議会提出議案参考資料の追加分というやつですか。

○ 山本都市整備部長

はい。こちらのほうの最終ページのほうに浜町市営住宅に関する方向性のほうはちょっと記述をさせていただいています。松寺のほうにつきましては、面積、そして形状について、追って資料を出させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 村山繁生委員長

それはいつ出ますか、資料は。

○ 山本都市整備部長

きょう中に提出させていただきます。

○ 加藤清助委員

あと、議案書のさっき話出ていた29ページの別表に、駐車場の使用料金が1台1カ月当たり、両方とも1640円と書いてあるんですけど、これの使用料の算出の根拠だとかというのはどうやって出したんですか。

○ 村山繁生委員長

算出の根拠は。

○ 森下市営住宅課長

済みません、今、算出の根拠、詳しいちょっと資料を持っていないので、申しわけございません。

○ 村山繁生委員長

じゃ、それも一緒に提出してもらえますか、資料として。一緒にできますか。

○ 森下市営住宅課長

資料を提出させていただきます。

○ 伊藤修一委員

ちょっともう少し補足を。そうしたら、追加分の資料のところの7ページで、活用の方向性について、何か大分この書き方——用途の廃止まではええんやろう——の中で民間売却を予定しており、その中で、地域のまちづくりや活力の創出に寄与できるような土地利用を図っていきますということが、これ、具体的にどういうことを指しているのか。民間売却に足かせか何かをかけておるのか、条件か何かをつけておるのか、そういうことが本当に可能なのかどうか。民間に買ってもらうということが、果たしてこういう条件を設定してできるのかどうか、ちょっと私、イメージが湧からんのやけど、もう少し説明をもらえんやろうか。

○ 稲垣都市整備部理事

まず、地域の活力ということで、新たな住民の定着をしていただくような、そういった用途に使っていただきたいというふうに考えてございます。その中で、例えば、戸建て住宅として使っていただけるのがいいのか、ある程度、アパート的なものでもう少し若年層を入れるのがいいのか、そういったところをこれから十分に検討して、ある程度、そういったものの用途に使っていただくということを——条件づけをどういう形でするかというのは検討事項ではありますけれども——そういったものを考えた上で、その用途に使っていただけるような売却の仕方を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 伊藤修一委員

そういう説明を聞くとよくわかるんだけど、何かあぶり出しの文字が活力の創出とかまちづくりという表現で、それはかえって逆に、そのまちづくりや活力の創出に寄与できるというようなことがこの委員会で出てきたら何でもありみたいな、いわゆるどんな用途でも民間さんがうちはこういうあれで、まちには協力しているということを自分なりに考えたなら何でも利用できるようなことになっていってしまうので、これ、やっぱり活用の方向性については、もう少しきちっと詳しく、やっぱり委員会にも提示してもらくなり、そして、売却のときに何かそういう条件があるんやったら、やっぱりきちっと明示をしてもら

うようにしていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんやけれども、そういうことはかえってやっぱり足かせになるのかな。どこまでができるんやろう、それは。先ほどそういうふうなことを考えておるといふ意向はあるんやけど、そういう条件設定できるのかな。そこらはどうなんですか。私が言っておるのは、逆に違うものになってしまったらどうなんやろう、その意向に合わんものが。売却して、じゃ、俺、また転売して、それでその次にこれをしてというふうになっていったら、何か全然違うものになっておったという、そういうことは心配しておるわけや。そういう払い下げするんやったら。

○ 村山繁生委員長

その点はいかがですか。

どなたが答弁していただけますか。

○ 稲垣都市整備部理事

従前も住宅地に売却したとか転換したというのはあるんですけども、そのときには、条件づけみたいなのは多分していないというようなことをございます。

利用用途については、現在、住宅に使っていきたい、使っていただきたいというふうに考えていますので、手法としては、きっちりやろうと思いますと、例えば、都市計画で網をかけてしまってから売るとかというのもありますし、いろんな手法が考えられると思いますので、そのあたりについてはこれから研究をさせていただきます。

○ 村山繁生委員長

伊藤委員、それでよろしいですか。

○ 伊藤修一委員

研究して、私も不動産のことは専門ではないんやけれども、今、よくそういう転売、転売でからころ変わっていく話もあるので、きちっと市の意向があるんだったら、その意向がきちっと完遂できるような手法を付して、やっぱり進めてもらうようお願いしておきます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

○ 中森慎二委員

ちょっと関連してですが、その行政財産の用途廃止のことがその上にちょっと書いてあるけど、全庁的に照会をし、こんな活用の意思がない場合に用途を廃止し、民間売却等の処分を行っていくこととなっています。民間売却するに当たっては、地域のまちづくりや活用の創出に寄与できるような土地利用を図っていきますということやけど、全庁的な問い合わせもしていないの。

○ 森下市営住宅課長

まだ現時点では、照会というのはやっていない、これからかけていくということでございます。

○ 中森慎二委員

何で。問い合わせができなかったわけ。

○ 森下市営住宅課長

違います。今の時点では、まだ基本的に、測量をして面積を確定する作業をしております。その面積が確定してから庁内に照会をかけていくという準備を進めておるところです。

○ 中森慎二委員

測量しなくたって、おおよその大きさは見たらわかるんじゃない。巻き尺を持って職員がはかりにいったら、そんなもの庁内の情報提供をするぐらいのものが出せないの。測量して1cm単位まで正確な数字を出さなければ、そんな照会ができないような話なのか、こんなの。

○ 山本都市整備部長

ちょっと手順的な要素がございまして、まず、現段階では、まだ浜町市営住宅地ですので、まだ行政財産として市営住宅用地になっております。条例のほうを改正させていただ

いて、市営住宅用地ではないことにさせていただき、その道中の中で、他の目的、行政財産として使う目的がないかという照会をかけて、どこかが何かの目的で行政財産として使いたいという形であれば、民間売却をせずにオール四日市市の中でそこを利用するという手順をとっていきますので、まず、その手順の第一歩として、この市営住宅条例に基づく土地であることを解除させていただき、そういう手順をとらせていただく第一歩であるということです。

実際には、市民文化部あたりとは、このあたりの土地、どういうふうな地域ニーズがというような調整はさせていただいています。ただ、それは、手続としては事務方の事前ですので、これからこの条例を解除していただいたら、次のステップとして正式な庁内照会をかけさせていただいて、手順を踏ませていただく形になります。

以上です。

○ 中森慎二委員

いや、民間売却するなら、それは条例ではっきりしてからでないとだめやけど、庁内に問い合わせをするのに、そんな条例が議決されるまで、そんな問い合わせすらできないのか。そんな風通しの悪い庁内の組織になっているの。

○ 山本都市整備部長

先ほど申しましたように、市民文化部あたりのところとは事前の調整を既にさせていただいています。ただ、手続としては、私どもの市営住宅条例の改正をもって正式な手順をとらせていただく。事前調整はさせていただいています。

○ 中森慎二委員

だから、事前調整の中でそれは庁内での活用がないということなのかどうかということを知っているんや、だから。何もしゃくし定規の話じゃないじゃないかと言っているの。

○ 稲垣都市整備部理事

現在のところ、事前の調整の中で、庁内で活用するという意向はございません。

○ 中森慎二委員

じゃ、この7ページの真ん中のやつは何なの、これ。意思がない場合にはというの。意思がないのなら、ないと書いておかなあかんやないの。こんないい加減な文章を出してきたらあかんやない。

○ 山本都市整備部長

手順的な形で申しわけございません。事前調整としては一応、ない形にはなっておりますが、庁内ルールの中で手順として、条例改正して市営住宅用地でなくなった段階で照会をかけて、そして、回答をもって決定するというようなルールもございますので、こういうような書き方にさせていただいております。

○ 中森慎二委員

どこにそんなルールがあるの。ルールをちょっと出してきてくれやんかな。

○ 村山繁生委員長

庁内ルールは。

○ 山本都市整備部長

今ちょっと手持ちはございませんので、それもまた、申しわけございませんが、追って出させていただきます。申しわけございません。

○ 加藤清助委員

また後で資料が出てきてからになると、もうやるんですね、これは。

○ 村山繁生委員長

せんならんですね。

○ 加藤清助委員

それで、参考までに、さっき伊藤委員がこの7ページの売却のことを聞いていて、その最後に、売却代金は、市営住宅整備基金に積み立てる予定ですとあるんですけど、今、この基金、何ぼ積み上がっておって、幾らまで積み立てる予定なのかもわかったら参考に聞

いておこうかなと思います。

○ 森下市営住宅課長

基金の残額ですが、今、2900万円ぐらい積んでありますが、今年度末、曙の最終のほうに行きますので、残額はゼロになる予定でございます。今後、用地を売却したものをこの基金に積んでいくというふうなことで考えております。

○ 加藤清助委員

印象的には、それぐらいだと基金としての機能というか、これの基金条例があると思うんやけど、そこにその目的だとかというのをうたっていると思うから、大きく今後の市営住宅建設費の財源としてと言って、曙が終わるとゼロ円になるので、この2100㎡を売却して積み上げると言うんやけど、そんな何億円もなりそうもないし、だから、そんなんやったら、別に通常の単年度のところの予算の運用でやっていける話で、基金、ちょっとあれやなと思い、首をかしげちゃいました。

以上。

○ 村山繁生委員長

他にご質疑はありませんか。

○ 小川政人委員

これ、松寺の公園も聞いてもいいの。

○ 村山繁生委員長

はい。

○ 小川政人委員

入っておるんやな。松寺の公園も地図がないんやけど、松寺の大体あの辺かなと思って見当はつくんだけど、そこに公園が必要なのか、必要でないのかという、公園面積をふやしていくというある程度一定のルールがあるんやろうと思っていますけれども、その辺のルールに合致しておるのか、しておらんのか、単なる地元の要望だけで公園をつくっ

ていくのか。

それと、こういう場合は、市営住宅課から公園に土地が渡るわけやわな。お金は渡らないの。例えば、市営住宅をこれからまだ建てるのに、積立金がゼロやというふうになると言っておる中で、そうしたら、市営住宅の用地の建て替えというのは、将来も続けていく必要があるのであれば、この土地のお金は同じぐらいやけど、ちゃんとしておかんと、いや、住宅を建てるときに売っ払って金をちょっとももらっておらへんで、建設費用が足らんようになりましたという話になってはあかんのと違うの。民間に売ったときはちゃんと金が入ってくるんやで、そこの異動のときも将来の建築資金に残しておかんとあかんはずやと思うんやけど、それはもう庁内異動でさっぱり異動するだけで、後で今度住宅を建てるのに、予算がないからやめとけさとかという話になったら困るやろう。そこはちゃんとはっきりルールをつくっておかんと。市営住宅はもう飽和状態で、これからそんなことをする必要はないんやというなら別やけど。

その辺、公園として面積と位置図が欲しいのと、それから、公園にせなあかん必要性と、その後、お金の流れをどう、市営住宅課から移るわけやから、書類、そのこのところの説明をきちっとして……。

○ 村山繁生委員長

地図とかの資料は後ほど出していただきますので、その辺の公園の必要性とか、お金の流れとか、そういったことについてお答えください。

○ 稲垣都市整備部理事

私のほうからは、公園としての必要性のほうについて説明をさせていただきます。

地元の要望があったという、これは確かに要望もあったわけでございますけれども、要望を受けて、四日市の市街化区域全体を見回していきますと、四日市の北部、こちらのほうには都市公園、非常に少ない状況がございます。実は、松寺のあたりを見ますと、都市公園の配置がされていない、そういう状況でございます。この機会にこちらのほうに公園を配置することが妥当だと、そういう判断をした上で、先ほどございました全庁的な照会の中で市街地整備・公園課として公園として利用したいということで申し入れをして、その土地を市街地整備・公園課に所管替えをするという形に至ったものでございます。

○ 小川政人委員

ついでに、公園にするんやったら、トイレをつくってくれやんかな。松寺からトイレの建設の要望が出ておるんやけど、どうにか一緒にあわせてお願いをしておく。

○ 稲垣都市整備部理事

トイレについては今のところ設置を考えてございません。と申しますのは、基本的に街区公園という形で設置をしていく公園でございます。街区公園につきましては、誘致距離500mということで、近隣の方に利用していただくということですので、家に十分帰って用は足していただけるということで、基本的には街区公園でトイレを設置しているということではございませんので、現段階では計画をしていないということでございます。

○ 小川政人委員

計画、そういう方針があるのはわかったけど、まだ図面がないで東海道からどれぐらいの距離にあって、どうなっておるかによっては、東海道、これ、最近、物すごく歩行者が多いですわな。そうすると、トイレもやっぱり必要になってくると、至近距離にあれば、近所の人だけの公園というのもわかるけれども、東海道を散策する人たちのためにもトイレは必要やなという思いでおると、それがもう2kmも3kmも離れておるんやったらあかんけど、どれぐらいの距離でそこに誘導ができるのかなということも考え合わせて、簡単につくりませんと言わんと、東海道のことも考えてきちっとやる。全体的にコーディネートしてくれやんと、シティプロモーションって何や、東海道ありますわって、散策してください、トイレもありませんわとかいう、立ちしょんしていってくださいとそんなことになるか、そこをちょっと考えろさ。

○ 稲垣都市整備部理事

東海道を歩く方へのサービスということでトイレをとということについては、今回、公園の要望をいただいた地元からも同様の要望をいただいております。ただ、東海道を歩く方から見ますと、後から資料を出させていただきますけれども、ちょっと使えないかなという距離でございますので、それについてはご理解を賜りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

だから位置図がそういうときに……。

○ 村山繁生委員長

また地図がというか、資料が出てきたときに、またお願いします。

他にご質疑ありますか。

○ 中森慎二委員

浜町は撤去後の地元からの要望というのは何も出ていないの。例えば、これ、コスモ石油さんの貨物基地があるから防災空地にしてほしいとか、そんなことは出ていないの。その辺もちょっと資料であるのなら出してください。

○ 森下市営住宅課長

地元の要望としては集会所というふうな要望は承っております。

○ 中森慎二委員

言ってきたのに売ったってもええのかな、そうしたら民間に。ようわからんな。それも含めてまた後で聞きますわ。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか、他に。

(なし)

○ 村山繁生委員長

これは、そうすると、資料がちょっと大分不足しているということでございますので、採決はちょっとできないということですね。かかりますわね。ですから、この議案第6号に関しては、採決は留保いたします。後刻、資料が整い次第、もう一度、ご質疑の上、採決をしたいというふうに思います。

じゃ、これは留保ということで、次に、議案第7号のほうにまいりたいと思います。

議案第7号 四日市市再開発住宅条例の一部改正について

○ 村山繁生委員長

議案第7号四日市市再開発住宅条例の一部改正について説明を求めます。

○ 森下市営住宅課長

市営住宅課長の森下です。

続きまして、5ページの議案第7号四日市市再開発住宅条例の一部改正についてをご覧ください。

こちら先ほどご説明させていただきました公営住宅法施行令の一部改正により、年齢緩和要件が10年を経過したことにより、この文言を削除するものでございます。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑のある方。

○ 小川政人委員

これ、いつから変わるの。

○ 森下市営住宅課長

公布日から適用させていただこうと思っております。

○ 小川政人委員

今、二十何年か、28年。そうすると、平成18年に50歳やった人は、今幾つになっておらんやろう。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

なら60歳以上で住んでいかへんのかな。まだおる人がおるわけや。

○ 稲垣都市整備部理事

10年前に平成18年4月1日で緩和規定がございました。そのとき、もともと50歳以上であった者が適用になっていましたものが60歳になるという改正でございましたので、激変緩和のために、50歳の方、その方にとっては特例が設けられたということがございます。10年経って特例措置をする必要がなくなりましたので、今回廃止をするということがございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

そういうことな。はい、わかりました。

○ 村山繁生委員長

他にご質疑はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他にご質疑もないようですので、討論に入ります。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もないようですので、これは採決に入りたいと思いますが、討論もないので、簡易採決により行います。

それでは、議案第7号四日市市再開発住宅条例の一部改正について、原案のとおり可決

することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第7号 四日市市再開発住宅条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

続きまして、議案第10号動産の取得についてでございます。

議案第10号 動産の取得について

○ 村山繁生委員長

資料の説明を求めます。

○ 川尻都市計画課長

都市計画課の川尻でございます。

私のほうからは、議案第10号動産の取得について説明させていただきます。よろしくお願いたします。

引き続き、提出議案参考資料の7ページをご覧ください。

また、議案書四日市市議会定例会議案では39ページに議案内容を、40ページに参考として、車両の諸元等が記載してございます。

それでは、資料7ページをお願いいたします。

四日市あすなろう鉄道線鉄道車両T車の取得でございます。

写真にありますように、3両編成の真ん中のT車を購入します。これは、昭和24年製のモーターや運転室がない車両で、付随車といえます。車両の特徴といたしましては、座席数16席、最大乗車数50名、車体の長さは10m86cm、現在の車両と同じサイズですが、冷房

設備等を設置し、利用者の快適性を向上させようとしております。

取得価格につきましては1億6707万6000円、契約方法は随意契約でございます。

契約相手方は近鉄車両エンジニアリング株式会社、代表取締役は宇津井隆男でございます。

提案理由は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条によるものでございます。

次に、タブレットの資料をご用意いただけますでしょうか。タブレットのほう、都市整備部1という議案その他報告というものを配信させていただいてあると思うんですが、そちらをお願いいたします。

タブレットのほうのページでは、3分の21というページでございます。

車両の概要図等が記載してございますが、本市が所有する鉄道車両14台のうち、6台が昭和20年代製、8台が昭和50年代製でございます。老朽化が進んでおります。そのため、平成27年3月に本市が国から認定を受けた鉄道事業再構築実施計画において、昨年度、平成27年度から4カ年で全ての車両を計画的に更新することとしておりまして、本年度はこの議案の1台を新造します。そのほか、2台は大規模改造を行い、合計3台、1編成をリニューアルする予定でございます。

下に概要図がございまして、車体幅は2100mm、室内幅は1920mmと非常に狭く、1列の座席を左右に配置しておりますが、通路部分、人がすれ違えるぎりぎりの幅でございます。

次のページをご覧ください。

21分の4になるんですが、4年間の車両の更新計画でございます。全部で14両あるうち、昨年度3両、今年度3両の更新を計画してございます。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑のある方はご発言願います。

○ 小川政人委員

これは、この近鉄車両エンジニアリングしかこの型の車両はつくっていないということ

なんですか。

○ 川尻都市計画課長

まず、あすなろう鉄道は762mmということで、非常に狭い車両でございます。この762mmの軌道につきましては、近鉄車両エンジニアリング以外には、黒部溪谷鉄道というところの車両についてはアルナ車両さんというところで製造した実績はございますが、アルナ車両さんのほうにも何とか入札に参加していただけないか等々につきましては、何度も何度も一昨年からもお願いしておるんですが、受注できないということで、見積もりは実は最終、内々でですが、2億円ちょっとという見積もりをいただくまでには至ったんですが、入札への参加をお願いしたんですが、2億何がしについても、自分のところの好きなときにつくってええというのならこの程度やけど、今は到底その車両のそういう製作に充てるような余裕がないということで、入札参加を断られていますし、そのほかにも大手の車両メーカーさんには一応全部聞き取りをさせていただきましたが、どちらも参加していただけないということで、この1者ということで随意契約ということでございます。

○ 小川政人委員

初めからそうやって随意契約にする理由を言ってくれたらそれでええんやけど、ただ、もう済んでしまったのであかんのやけど、これ、1者しかつけれないという、だんだんもうつくれなくなるわな。こんな鉄道ええのかなと。あんたら、ナローゲージとかいって得意がっておるけど、ガラケーと一緒に、あんまり普及されない車両の電車、軌道を残しておるんやわな。その辺はえらいことにならへんかなと思うんやわ。

○ 村山繁生委員長

答弁はよろしいですか。

他にご質疑のある方。

○ 諸岡 覚委員

今の小川委員の話に関連するんですけれども、これ、今おっしゃったようにどんどんどんどん希少価値が出てきて、いい意味でも悪い意味でも、好きな人には物珍しくなっていくんやろうけれども、運営していく側はどんどんどんどん単価が高くなっていくと

思うんですね、今後、修理するにしても何にしても。今後、これ、一回つくると、例えば、これ、想定、何年ぐらいもつんですか。

○ 川尻都市計画課長

今回新造したものにつきましては、40年は確実に使用いたしますが、ナローゲージは今、60年、前回つくったのもう使っていますので、マックス60年は使えると思いますが、改造する車両が前後ございますので、それについてはやはりあと20年から30年程度、その程度でございます。

○ 諸岡 覚委員

あすなろう鉄道さんの経営方針というのは、ここでは議論はできないわけですね。あそこは別会社ですよ。そうか。じゃ、しょうがないですね。いいです。

○ 村山繁生委員長

他にご質疑のある方。

○ 伊藤修一委員

ちょっと参考までに、去年もやっておることやで、ことしも同じ理屈やと思うで、別にそういうことでさお差すわけやないけど、ちょっと新しくつくるときに、椅子の向きというのはみんな同じ方向に向いておって、客もバックでこうやって帰ってくるころもあるんやけど、いつもぼったんぼったんするようなそういう椅子の何か配慮というのがようあったりするんやけれども、そういうふうなことは考え方というのはどうやったんやろうか。

○ 川尻都市計画課長

椅子の向きにつきましては、我々も今言われたように方向転換につきましては検討いたしました。まず、サイズが大きくなるということで、重くなるということで、あすなろう鉄道についてはなかなか車両がほんのわずかでも重くなるというのは負荷がかかるということ、それと、もう一つは単価が非常に高くなるということで、今回は採用を見送っております。

その理由といたしましては、一番長い内部一四日市間で17分でございますので、後ろ向

きは、乗り物に弱い方にとっては後ろ向きで乗っていただくのは非常に大変なのですが、17分なので何とか我慢して乗っていただきたいということで椅子の移動のできる車両を採用しておりません。

○ 伊藤修一委員

わからんでもないんやけれども、後ろ向きって本当にちょっと苦痛で、何か背もたれだけこっちに向けたり、あっちに向けたりするって、別に全体をぐるんと回転せんでもええんやけど、そういうふうなことも試算はされたの。

○ 川尻都市計画課長

細かい詳細な試算ということではないんですが、概算費用等でした中でコストがかかることと、やはり重さも重くなる。背もたれを倒すだけって何か簡単に見えるんですが、あれをするだけで下の土台のサイズを大きくしなければならぬとか、そういうこともありましてハンディキャップになるということで、今回は採用してございません。

○ 伊藤修一委員

そういうことで、もうスタートしている話やで、去年から、もう別に今さら、こんなん言う話もないかわからんで、けれども、利便性はまたいろいろ工夫だけは何かできることがあったらしていってもらいたいなと思うんやけど、あと、附属のものでいろいろ何か電光掲示板みたいなやつを入れるのかな。よく何かコマーシャルとかいろいろ入ったりとか、何か宣伝を車内にいろいろする工夫というのが経営的なあれで何か工夫されておるんやけど、この際、そういうふうなことなんかは考えるだけはされたのかどうかだけ。

○ 川尻都市計画課長

コマーシャルとかそういうものでスポンサーがもしあるようであれば、そういうものは採用していきたいと思います。積極的に少しでもそういうものは利用していきたいと思えます。そういうことも可能な表示板になってございますので。ただ、駅間の時間が短いので、次駅は表示しなければならない、次は赤堀駅であるとか、それを表示した時間と、次、広告を出せる時間の長さもあるんですが、それでもいいというスポンサーが見つければそういうことも検討していきたいと思えます。

○ 伊藤修一委員

いろんな手法もあると思うし、音声でもええし、視覚的に掲示板以外のところでもそういうふうなラッピングやないけれども、いろんな工夫はできると思うので、今後もそういうふうな、そういう経営的な手法は一応検討していってもらいたいかわからないなと思いました。

以上です。

○ 村山繁生委員長

他にご質疑のある方。

○ 中森慎二委員

今、伊藤委員が言った座席の話で、進行方向に変えれないのなら、半分は逆方向にしたら、半分の方は助かるじゃない。そんなことはできるの、無理なのかな。

○ 川尻都市計画課長

一応、半分ずつになるように、例えば、図面を見ていただきたいんですが、先ほどのタブレットの21分の3をちょっと見ていただきたいんですが、これ、左右で向きが違うんです。

(発言する者あり)

○ 中森慎二委員

でもその下の写真は同じ方向を向いておる。

○ 川尻都市計画課長

これは、先頭車両は両方前向きということですから、逆に言うと、後ろの車両は常に後ろ向きなんです、全員が。前の車両は全員が前向きで、真ん中の車両が交互やで、ちょうど半分ずつが前後ろになるように数は合って——おかしいですか——同じ数で前後ろになっています。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

それはもう3両編成全部そうなんですか。

○ 川尻都市計画課長

全てそうでございます。

○ 村山繁生委員長

ということでございますが、中森委員。

○ 中森慎二委員

進行方向には、進行方向を向いて先頭のやつが前を向いて座るようになっておるとのことね。真ん中の車両は入れ違いになっておると。わかりました。よう考えてもらったんやね。わかりました。

もう一つ、ちょっと済みません。この議案に反対は何もないんですが、更新計画の中で、平成27年度で真ん中の車両一部を廃車にしていますが、これはどうなったんですか。

○ 川尻都市計画課長

この車両につきましては、つり革とか網棚とか、売却できそうなものにつきましては取り外してございます。今現在、保管してございます。それで、その他の部品につきましては処分いたしました。

○ 中森慎二委員

残してあるのは何があるの。座席も残していないの。

○ 川尻都市計画課長

今言いましたつり革、網棚、それから、あと、プレートなんかで取れるものについては基本的に全部取りました。取っ手であったりとか。椅子につきましては全部処分してござ

います。

○ 中森慎二委員

椅子は売れやんかな。

○ 川尻都市計画課長

済みません、今回は、売れないという判断をいたしました。

○ 中森慎二委員

マニアの人は欲しいかもわからんよ。あなたたちは要らんと言っておるけど。一発目のやつなので、残しておいて、次以降の更新のときにはもう売れないんやったらもう処分していくとか、何かそういうふうにしたらええんじゃないの。とりあえず残せるものは全部残しておいたらどうなの。

○ 川尻都市計画課長

今から改めまして、残せるものは可能な限り残させていただきます。済みません。

○ 中森慎二委員

本当に意外なものが欲しい人がおるんやで。何でこんなものが欲しいのという人がおるんやから、やっぱり、可能なら残しておいたほうがいいと思いますよ。何かのイベントのときに競売にかけるようにしたほうがいいと思うので、ぜひお願いします。

○ 小川政人委員

車両は重くてできやんという話やけど、電車ごと回すことは考えやなんだ。それは費用がかかり過ぎるのか、どう。

○ 川尻都市計画課長

もともと、例えば内部線なんかも転車台といって回すような台はあったんですが、それはコストがかかり過ぎるということで、もう以前から採用をやめてございます。

○ 小川政人委員

ついでに、幾らぐらい。コストがかかるというんやで、金額は幾ら。

○ 川尻都市計画課長

近鉄時代にそういうので廃止されていまして、その金額については済みませんが確認してございません。

○ 小川政人委員

コストがかかるでって、確認していないの。

○ 川尻都市計画課長

まず、転車台自体が、もう今現在、そんなものが存在しないので、転車台をつくる費用——済みません、それははじいていせんが——は、1000万円、2000万円のできるような代物ではないと、僕は今思っておりますが、その額なので、ちょっと考えておりません。

○ 小川政人委員

だから、1000万円、2000万円でもしできたとしたら、あなたは考えていないというんやけど、そういうのならつくったほうがええと思うよ。これから車両をずっと変えていくのに便利なんやから。それは10億円も20億円もという金かけてはだめだけれども、だからそこをきちっと計算したのかって聞いておるんやけど。

○ 川尻都市計画課長

そのコストについては計算してございませんが、まず、転車台をつくる費用以外に、その転車台で電車を回すために職員の配置が必要になります。人件費が非常にかかってまいりますので、これについては非常に難しいということで、我々は採用というか、済みません、検討もしておりません。

○ 小川政人委員

検討もしておらんのにコストがどうのこうのとか言うなよ。

○ 川尻都市計画課長

済みません。

○ 小川政人委員

だから、あらゆる方法を考えて、あらゆるお客さんの利便性も考えて、それから、費用がどうかかるかということもきちっと考えてやるのが客商売と違うのか。そういうところを全然考えておらんと、いや、考えてもおりませんというのが、もうあすなろう鉄道自体をつくることからきちっと考えていないからこうなるんやろうと思っておるけど、そこらはやっぱり考えてくれやんとあかんわ、経営的なこともな。

○ 村山繁生委員長

意見として受けとめます。

他にございませんか。

○ 諸岡 覚委員

この所有権というのは、あそこの鉄道社屋も全部一式やけれども、あくまで市の所有物でそれを無償貸与しているということでもいいんですよね。だから、この今回のT車ですか、これも四日市市の所有物であると、それはもうずっと終わりまで所有物であると、そういう認識で間違いないですね。

○ 川尻都市計画課長

おっしゃるとおり、施設については全て市の所有物でございます。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、例えばこの車両については、あすなろう鉄道さんは本当はこのグレードの改造をしたいんだと言ってきても、市サイドとしては、いやそこまでよう金かけやんで、もうちゃちなこれだけで、極限までたたいて安いのをつくって、それを貸与ということも、手法としてはありと言えはありなんですね。

○ 川尻都市計画課長

手法としてはそれも一つ、交渉の中ではあると思いますが、運営会社として、市も出資するあすなろう鉄道という会社として、今言ったように、お客さんへのサービスをどうするのかということも踏まえた上で議論した中で、コストを下げるということというのは可能だと思います。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 諸岡 覚委員

結構です。

○ 村山繁生委員長

他にございますか。

別段、他にございませんので、これより討論に入ります。討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

なしということで、それでは、反対意見もないようでございますので、簡易採決でとり行います。議案第10号動産の取得について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

異議なしということで、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第10号 動産の取得について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

次に、議案第11号市道路線の認定についての審査でございます。

議案第11号 市道路線の認定について

○ 村山繁生委員長

資料の説明を求めます。

○ 矢田道路管理課長

道路管理課長の矢田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第11号市道路線の認定についてご説明を申し上げます。

都市・環境常任委員会関係資料、タブレットの21分の5をご覧ください。

今回認定しようとする路線数につきましては、計12路線でございます。資料に記載のナンバー1、日永西128号線から、ナンバー12、京町18号線までの12路線でございます。ナンバー1からナンバー10及びナンバー12が開発による帰属、ナンバー11が寄附採納による帰属でございます。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

資料の説明はお聞き及びのとおりでございますが、何かご質疑のある方はご発言願います。

○ 加藤清助委員

教えてほしいんやけど、この議案書のそれぞれの市道認定しようとするところの図が描いてありますやんか、拡大図で。隅切りしているでしょう、ずっと。これ、両方隅切りしておるのと、片方隅切りしておるのとあるんやわね。例えば、51ページの5と6というのがあって、拡大図のところの上の部分は両方道に接しておって隅切りして、下のほうはこれも道に接続しておるんやけど、片方の隅切りとか、こういうのはどうやって決めてやっておるのかなと思って。

○ 矢田道路管理課長

開発のときの審査の中身でいろいろ協議はしておると思うんですけども、何の事情かはわかりませんが、両方の隅切りは得られなかった部分はあるかと思えます。

○ 加藤清助委員

ということは、隅切りは自由なわけ。

○ 矢田道路管理課長

済みません、開発のことは余り詳しくないので申しわけないんですが、自由ということはないとは思いますが、必ずしなければならない条件もないかとは思えます。

○ 下里都市整備部次長兼営繕工務課長

済みません、次長の下里です。

この隅切りに関しましては、基本的には両切りなんですけれども、1区画の中で両隅切りをしようと思いますと、第三者の改めて土地を買うというのは非常に難しく、1辺の長さが、ちょっと細かい数字は忘れちゃったけれども、1辺の長さの距離が変わります。片隅切りの場合と両隅切りの場合、斜辺の長さが違います。それで、片側の隅切りの場合は1辺の斜辺が長いです。両隅切りについては1辺の斜辺が少し短いです。それが2mやったか、3m、ちょっと済みません、その細かい資料までは持っていませんのでわかりません。忘れちゃったけれども、両側と片隅に関しては必ず隅切りを設けますけれども、1辺の長さ、斜辺が違うということです。

○ 加藤清助委員

だから、決まっておるということなんやろう。最初に答えたのは、僕が自由ですかと聞いたら、自由なようなことを言って、それで、さっきは、いやいや、こうなっているんですわと言って。そうなのね。決まっておるのね。

○ 下里都市整備部次長兼営繕工務課長

開発の審査の中で、1辺の長さ、どれだけ、要は、斜辺、直角90度というのがなかなか

ある場合とない場合があるので、自由といえ自由なんですけれども、基本的には直角隅切りの斜辺が何mですよというのが決められているんですけれども、鈍角になればなるほど1辺の長さが多くなったり、逆に、鋭角になれば隅切りの長さが少し短くなったりしますので、その辺は全体のバランスを考えながら、審査の中でそれは加味しながら、許可の対象とはさせてもらっています。

○ 中森慎二委員

11番の寄附採納は隅切りはどうなるの。新たにつけたの。最初からついていたの。

○ 村山繁生委員長

11番。

タブレットでいくと何ページですか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

21の15。

下之宮町の11番ね。

この辺の隅切りのことについて。

○ 矢田道路管理課長

済みません、内容的にはわかりませんが、一番上の片側しかついておりませんね。これ、もともと、ここは4mに満たない私道がありまして、地権者の方から寄附の相談を受けておった案件なんでございます。この道は、四日市市道と四日市市道を結びます通り抜けをしておった道でありまして、地権者の方から相談を受けまして、地権者によって用地の整理であるとか、道路整備が行われまして、寄附の手続が完了したために、今回、市道認定を行う案件でございます。

○ 中森慎二委員

いやいや、それに別に異論はないんですけど、市道路線に認定するということは、市の一

定の基準に合うものでなければ認定しないわけでしょう。それが、この状態の隅切りでも問題ないというふうな判断の中での認定になったということなのかな。そのところを聞いているんですよ。

○ 村山繁生委員長

そのところだけはっきりしておいてください。

○ 矢田道路管理課長

認定条件は合致しておると思います。

○ 中森慎二委員

市道路線に認定する部局は都市整備部じゃないの。認定しているかどうかわからんものを我々に議案として出してきたんじゃ、それは我々はどう判断したらええんですか。

○ 山本都市整備部長

山本でございます。

市道認定させていただくのは、道路幅員が4 mの道路でございます。それですので、この道路は4 mの形にさせていただいて寄附をいただきました。ただ、ほかのように、開発に基づくものではございませんので、開発による規制としての隅切りの要件が起動いたしておりません。それで、空地だった部分のところだけ隅切りをしてさせていただいて、ご寄附いただいた物件でございます。ほかの面については、もう既存のおうちが建っておったところですので、建て替えていただく機会ぐらいじゃないと、隅切りにはご協力いただけないんですが、道路全体としては私有地の道路になっていた。そこを4 mに拡幅をいただいでご寄附いただいたというものを市道認定したい、そのように考えているものでございます。

○ 中森慎二委員

だから、そういう場合は、隅切りがなくても市道路線で認定し、市道として引き受けるわけね。4 mの幅さえクリアしたら。

○ 山本都市整備部長

このようなケースの場合には、皆さんの道路と共用できるという条件も重なっておりますので、そのような形で市道認定をさせていただいております。

○ 村山繁生委員長

先ほどから隅切りのことに質問が続いていますが、その隅切りについては、きちっとした規定じゃなくて、そのときそのときの臨機応変というか、そういうこと、きちっとした規定というのはいないわけなんですね。

○ 山本都市整備部長

開発につきましては、開発指導としての技術基準がありますので、このようなケースの場合の最低限というような基準は設けさせていただいて、次長が申しましたように、現道との接道の角度によって、運用する基準を決めておりますので、開発行為に基づくものは一定の隅切りがついてきますが、4 mの幅員のものについては、寄附採納があった場合には受けるというルールにさせていただいておりますので、今回の場合は、その中でもやはり後のご利用というのもあって、この隅切りはご協力いただいたものやというふうに考えております。

○ 稲垣都市整備部理事

若干、補足させていただきます。

市道の認定、これは基準を一応持ってございまして、隅切り等ということではなくて、4 mの道路で、この場合は、通り抜けですぐ道まで出られます。そういう場合には市道として受け取って、市で管理をするということでございます。例えば、4 mあっても行きどまりの場合、その場合には、そこで転回できるようなスペース、これを設けていただくとかという、そういった一定の基準に基づきまして寄附を受けて、市道の認定を行っているということでございます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

それでよろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

開発のときは義務化しておるわけでしょう。もう一遍、確認しているけど。それでなければ、開発、オーケー出さないわけでしょう。隅切りしていないと。推奨とかそんなもんじゃないでしょう。開発者に対して確実に求めておるわけでしょう、隅切りを。

○ 山本都市整備部長

おっしゃっていただいたとおり、開発は技術基準としてこういうふうにすることと決めておりますので、それを満たさない場合には許可をおろしませんので、そういう形になります。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

他にございませんので、これより討論に入りますが、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

なしということで、これも反対意見がないようですので、簡易採決によりとり行います。議案第11号市道路線の認定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

なしということで、原案どおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第11号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

1時間以上経ちましたので、10分ほど休憩したいと思います。

その前に、ちょっと小川委員にお尋ねいたしますが、きょう、後ほどまた後で一番最後に都市整備部、議案第6号について資料のもとに説明されますが、また、都市整備部戻りますので、もし今のうちに何か、資料を何か求めるものがあればおっしゃってください。

○ 小川政人委員

こないだの一般質問で、ネック箇所から流れる水が断面の広いところは流れていくという中で、それは70mm、だから80mmでも90mmでも50mmでもネック箇所というのは、十四川の場合変わらんやろということは今まで答弁で聞いておるんだけど、変わらんという答弁を今までもらっておるで、すると考え方は、ネック箇所から流れる断面の広いところは流れていくという考え方をきちっと、どっちが正しいのや教えてほしいの。

それから、もう一つ、ネック箇所70mmの雨が降ったら、旧の堤防のときに70mmの雨が降ったら、あふれるのか、あふれやんのかということ、その3点、文書でええよ、回答は。

○ 村山繁生委員長

できますか。

○ 山本都市整備部長

用意させていただきます。

○ 村山繁生委員長

じゃ、そういうことで10分ほど休憩いたしまして、15分に再開します。11時15分再開ということでお願いします。

11:07 休憩

11:16 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、定刻になりましたので、引き続き審査を行います。

理事者の入れ替えがありまして、これから都市整備部所管の報告事項が2件ございます。議員が参画を取りやめた審議会等の報告についてであります。市営住宅入居者選考委員会が開催されましたので、所管事務調査として報告を受けたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、その説明をお願いいたします。

○ 森下市営住宅課長

市営住宅課の森下でございます。

議員の皆様へ配信させていただいているタブレットの都市整備部2、所管事務調査をお開きください。

○ 川尻都市計画課長

先ほどまで見ていただいたのと違うファイルになっていると思います。

○ 村山繁生委員長

2番のほうです。選考委員会についてというやつですか。

○ 川尻都市計画課長

都市整備部2、所管事務調査というファイルですが、まず、送ってあるのは都市・環境常任委員会関係資料の送付について、平成28年6月定例会その1という題名で送った中に、ファイルが三つございまして、その中に都市整備部②所管事務調査というファイルがございませんでしょうか。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

説明をお願いします。

○ 森下市営住宅課長

平成28年度第1回四日市市営住宅入居者選考委員会の報告をさせていただきます。

日時としまして、6月22日水曜日10時から11時半で行い、場所につきましては、市役所

の6階本部員会議室で実施しました。

議題につきましては、平成28年度第1回の定期募集に係る選考及び抽せん会についての議題の中におきまして、申し込みの収入条件の基準についての質問、また、申込回数が多くなっている状況についての質問がございました。

議題の2番目としまして、随時受け付け団地の入居状況について報告をさせていただきました。申込者の待機期間についての質問がございまして、質問に答えさせていただきました。

下の資料につきましては、今回、第1回の応募戸数の結果報告及び抽せん方法でございます。今回、第1回につきましては、募集戸数29戸に対して、応募者数193名の応募倍率6.7倍となっております。今回の公開抽せん会につきましては7月11日の10時から実施させていただく予定でございます。

報告は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございますが、何かご質疑ございましたら、ご発言願います。

○ 加藤清助委員

今の報告の説明の主な質問のやつで、申込回数が多くなっている状況という質問があったと書いてあるんですけど、要するに、申込回数やで、倍率じゃなくって、申し込んだ人が何回も申し込んでおるということですよ。それは表からは読み取れやんけど、多くなっている状況というのはどういう状況なの。

○ 森下市営住宅課長

入居者の応募、募集につきましては、この表につきましては応募者の状況でございますが、それぞれ各状況につきまして、今の世帯人数とか年齢とか、そういうのが申込書の中に応募の申請者の一覧がございまして、その中で何回目の応募かというのが全部一覧ありますので、委員からご質問ありましたように、回数が多くなっている人がおるもので、この人はどういう事情かなというふうなお問い合わせがございました。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

だから、今回は応募者数が193名でその中に何人ぐらいが5回、6回とか、そういう申込回数が多い人があって、この193名の中の初めての人が何割ぐらいおってということになるんでしょう。傾向的にはそういう分布はどういうことだったの、質問が出たということとは。

○ 森下市営住宅課長

傾向としては、2回目、3回目という方が多いわけですが、中には8回目というふうな方の応募がありまして、この8回というのはどういう感じの状況で応募されているんだろうというご質問がございました。

○ 加藤清助委員

8回やっても入れなかったということなんだろうけど、結果的には。

○ 村山繁生委員長

そういうことやな。
よろしいですか。

○ 加藤清助委員

いいですよ。

○ 中森慎二委員

一つは、市営住宅入居者選考委員会の委員のメンバーの名前もちょっとつけておいてほしいなというのが一つと、もう一つは、今の加藤委員のご質問もそうなんだけど、質問は書いてあるけど、どう答えたか書いていないから聞きたくなってくるわけですよ。だから、概要でいいからそのQ&Aを書いておいてもらえば、もう済んでいく話がたくさんあるんじゃないかと思うので、時間を短縮する意味でも、狭いかわからんけど、ちょっと入れておいてもらえれば、例えば、随時募集の団地の入居状況でも、聞いただけで、質問がありましただけでは、どう答えたのかというのがわからないわけで、例えば、この入居者選考

委員会というのは違うかわかんけど、随時募集の状況は募集のたびにどうなっているのかと1枚つけておいてもらえれば、話も早いんじゃないかと思うので、これからそういうふうにしてもらえませんか。

○ 森下市営住宅課長

今後、わかりやすく記述させていただきたいということと、随時募集につきましての状況を一緒に添付させていただくということをしていただきます。

○ 村山繁生委員長

お願いします。

他にございますか。

よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、他にご意見、ご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

次に、国の交付金・補助金の内示状況についての報告でございますので、報告よろしくをお願いします。

○ 稲垣都市整備部理事

それでは、私からその他報告といたしまして、国の補助金・交付金の内示状況について説明をさせていただきます。

タブレットを配信させていただいてございます資料に戻っていただきますけれども、都市・環境常任委員会関係資料1、こちらをお開きください。

ページは21分の18ページに一覧表がございますけれども、この内示状況ですけれども、全体の交付金の内示状況と其中であすなろう鉄道の部分、この2項目でございます。

私のほうから全体を説明させていただいて、その後で、あすなろう鉄道につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきます。

21分の19ページをご覧ください。内示状況を表にまとめてございます。

この表ですけれども、左から順番に番号が振ってございまして、次に担当課、事業名、平成28年度の当初予算額、国からの内示額、交付率、これを記載させていただいております。備考には、補助金・交付金の名称、それと、国の負担率を記載してございます。

表の上段から順次説明をさせていただきます。

まず、道路整備課関係のものです。

1番、交通安全施設等整備事業、これにつきましては西日野駅及び内部駅の駅前広場整備に係る費用、こういったものを含めまして、国費ベースで1億9400万円余りの要求に対しまして、1億400万円の内示を受けて、交付率として約54%をいただいております。

次に、2番、3番、これは橋梁の修繕等に係るものでございますけれども、この橋梁の修繕の財源につきましては、昨年度、橋梁の長寿命化に係ります防災・安全社会資本整備交付金、これは内示割れをすると、そういった情報がございまして、昨年ですけど、三重県を通じて国と相談、調整を行いまして、新たなに3番の地方道大規模修繕事業、この配分を昨年から得ております。ことしも引き続きまして同事業の配分をいただいております。橋梁長寿命化修繕事業等で約83%、地方道大規模修繕事業では102%と満額以上の配分をいただいております。こういった形で比較的高い内示をいただいているところでございます。

一方で、4番、5番でございます。

幹線道路等整備事業、四日市港千歳地区案内施設整備事業につきましては、今年度の交付率、それぞれ3割前後にとどまるということで、これは昨年に比べても大幅に内示率が低下しております。非常に厳しい内示となったということでございます。

次に、市街地整備・公園課関係のものでございます。

6番、垂坂公園・羽津山緑地整備事業、長寿命化整備事業、これにつきましては国体事業との交付金と調整を国としておりまして、国との調整の中で国費ベースで1000万円の要望額、これはあらかじめ国と調整してそういった形になっていきますので、交付率としては100%ということでございます。

次に、7番、狹隘道路整備等促進事業でございますけれども、今年度は49.2%と交付率が5割を割り込むということになりました。要望額は昨年額と同額を要望してございまして、事業に影響が大きいということで、現在、三重県を通じて国に追加の配分、これを要請しているところでございます。

次に、8番、都市計画課関係分でございます。優良建築物等整備事業は約6割、9番の鉄道軌道安全輸送設備等整備事業については92.9%の内示となっております。このうち鉄道に関しましては、国の認定を受けて第3種鉄道事業者として鉄道運行に取り組んでいる本市におきまして、内示状況が事業にも影響しております。今回、一部補助金の充当ができないという状況が生じておりますので、その対応につきましては後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきます。

次に、10番でございます。建築指導課関係でがけ地近接等危険住宅移転事業でございます。これにつきましては、昨年、一昨年、もうこれずっと申請がないという状況もございまして、今年度の内示はいただきませんでした。ただし、申請があった場合の対応については、別途三重県とも調整を行っているということですので、申請があった場合には何とか対応をしていけるということで返事ももらっているところでございます。

次に、11番、河川排水課関係でございます。準用河川改修事業で、交付率が48.2%、12番、ため池災害対策事業の交付率は20%という形になってございます。こちらにつきましても昨年度に比べて内示率が低下しておりまして、厳しい内示となっております。現在、事業への影響も含めまして、三重県とともに中部地方整備局に相談を行っております。補正予算の獲得や予算獲得に向けた要望等も含めて対応に努めていく考えでございます。

最後に、市営住宅課関係のものでございます。14番、曙町市営住宅建て替え事業、15番、石塚町市営住宅建て替え事業、16番、市営住宅整備事業、これにつきましては80%、17番の既設公営住宅改善事業は52.8%とおおむね昨年度並みの交付率、交付をいただいております。

なお、全体を見渡しますと、特に近年、社会資本整備総合交付金、これは備考のところ、防災・安全社会資本整備交付金という項目がありますけれども、特に社会資本整備総合交付金の配分が厳しいという状況で、昨年度に比べてもさらに厳しい内示となっております。そこで、現在、補正予算の獲得で、あるいは、今後の予算の獲得に向けまして、国、県等へ相談をしたり、情報収集を行ったりと、そういう形で動いているところでございます。また、関係機関への要望等につきましても順次進めております。

市としましては、引き続き、交付金等の確保に向けて積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましてもよろしくご支援いただきたく、お願いを申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

続けて。

○ 川尻都市計画課長

都市計画課、川尻です。

私のほうからあすなろう鉄道について報告させていただきます。

タブレットのページですが、21分の20ページをご覧ください。

補助内示の状況ですが、先ほど理事からご説明させていただきましたが、国の補助制度の改正などにより、補助金を満額いただくことができませんでした。

改正内容ですが、この20ページにあるように、ちょっと表形式で記載してございますが、左側、平成27年度までは地域公共交通確保維持改善事業という1種類で全ての項目が補助対象となっておりました。それが今年度、制度改正により、三つの補助制度で対応することとなります。

まず、一番上、安全運行にかかわる施設に対する補助として、これ、鉄道施設の総合安全対策事業、これが新規に創設され、信号保安設備や変電所設備などが対象となっており、ほぼ満額の内示をいただいております。②の停車場設備の一部対象外となったものは、駅舎の窓の格子枠や出入り口の柵などが鉄道運行上、直接安全に関係しないとの判断をされたため、これは市費で補う必要が生じてございます。

次に、二つ目、2段目、これも今年度から新設されました訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業というものですが、これで車両更新や車両設備の更新などが対象となっております。

ただし、あすなろう鉄道につきましては、今年度更新予定の車両、先ほど議案でも承認いただいた部分につきましては、さきの議会で承認をいただきました平成27年度の補正予算をいただいたことで、その予算で先ほどの議案を提出したものでございます。ということで、平成28年度にはないんですが、これ、平成27年度補正で対応しております。

その中で、車両設備の更新というのがございます。これは、A T Sという自動列車停止装置を車両に搭載する機器の設置工事として720万円を予定していたものです。この訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の対象となるものでございますが、これが新規事業のため、補助事業としての交付決定が国のほうから5月末にずれということで、法令で定められております期限、これが6月末までにこのA T Sの改良が必要になりますので

間に合わないということで、補助金の活用ができなくなったものでございます。

最後、3段目ですが、これは地域公共交通確保維持改善事業という昨年度まであった補助制度が継続して残ったものでございますが、国全体の予算が少なく、おおよそ1億円程度というふう聞いておりますが、あすなろう鉄道には配分されませんでした。それで、この事業で予定いたしました車両修繕費というのは、これは車両の検査費用——自動車という車検というやつなんです——これも法令で義務づけられておりまして、先送りができないことから市費で補う必要が生じてございます。

このように、この平成28年度から制度改正がありまして、補助金が満額いただけなくなっております。こういう状況の中で、市の取り組みといたしましては、この5月に国土交通省鉄道局に、また、6月には中部運輸局に対しまして、市長が直接要望活動を行ってございます。また、同時に、三重県に対しましては、都市整備部長から、これはあすなろう鉄道を含む地方鉄道にかかわるといふこともありまして、要望活動などを連携して行っていくよう、働きかけを行ったところでございます。

続きまして、あすなろう鉄道の運輸実績につきまして、21分の21ページをご覧ください。表形式で示してございます。

表につきましては、上から人員、これは旅客数です。利用者数です。次に、収入。最下段に決算の数字をちょっとまとめてございます。

利用者数につきましては、想定は若干上回っておりますが、それでも11.1%の減少ということで、308万人ということで大きく減少しております。特に、通学定期につきましては、前年比23.3%の減ということで、非常に厳しい状況となっております。

収入につきましては、定期利用者の先買いによる収入減というのを予想しておったんですが、こちらが思ったより少なかったこと、それから、定期外利用者につきましては、予想ではマイナスの予想だったんですが、定期外はプラスになっております。そういうことで収入がふえてということで、そういう意味で収入といたしましては月額3000万円ちょっとということで、想定よりよかったという状況でございます。

これらのことから、決算といたしまして、営業収益は4億4658万9000円、営業費として3億9447万7000円のほか、営業外収益、営業外費用を含め、5163万4000円の経常利益を計上してございます。

なお、これ、2月定例会月議会ですが、承認をいただきました四日市あすなろう鉄道から市への寄附金は、これ、5391万2000円寄附をいただいております。これは、決算見込みの

中で予測した数字でございまして、ちょっと実際よりも多く寄附をしていただいております。結果、税引き前当期純損失として227万8000円のマイナスとなっております。ご報告いたします。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

報告はお聞き及びのとおりでございますが、何かご質疑がございましたら。

○ 加藤清助委員

交付金の内示状況の報告ということでわかるんですけど、それで、最後のほうに今後の対応については国の補正とかいろいろ求めていってもらおう努力はしていただけるというふうに思うんですけど、この最初の一覧表でいくと、17項目の事業単位での交付率、いろいろ差はありますが、表示してもらっていて、できたらこの報告のときに、例えば、さっきはあすなろう鉄道は補助制度が変わって、その中の対象事業なんかがわかるように書いてもらっていますが、例えば、一覧表の11番の準用河川改修事業だと、三つの川の改修事業を当初予算で進める事業計画でやっているわけですよね。そうすると、この48%の内示になってくると、川ごとに予定していた延長距離だとかというのが短くなるのか、いやいや、もうこの川は総額で半分しか出てこないから減るのだとか、そもそもそれぞれの事業は何年かの計画でやってきて進捗率がどこまで来ていて、これの半分ぐらいの交付金になっちゃうと進捗が今年度はこれぐらいしか見込めそうにないとか、そういう状況をこの内示状況を受けて、市としてどう受けとめておるかという、そこが僕は知りたいと思うんですよね。

だから、全部の細かいことは要らんですけど、大項目の事業名だけだと、この数字を見て、はあっていう受けとめしかできへんもんで、もうちょっとそういうのは、もしできるんやったら、そういうポイントを備考のところに書いていただいたらありがたいなという思いで要望として言わせていただいております。わかります、言わんとすること。

○ 稲垣都市整備部理事

予算の内示が来まして、これで事業をやっていくということになりますと、当然、内示が落ちてきますとさまざまな課題がございます。その中で、今少し指摘のあった事例でい

きますと、河川でございますけれども、これにつきましては、要は、県に枠的な配分をされて、それが市のほうに配分されるという形になります。ただ、その枠の配分の中でも四日市、非常に多く実はもらっているところがあるんですけれども、三重県自体の配分、非常に少ないという事態になっていますので、それを踏まえた三重県の河川課と一緒に国のほうに相談に行って、どんな対応ができるかということで調整をしています。これ、私も行かせていただいて、その上で、要は中央要望もやっていこうということで、その辺の日程を調整しているとか、そういったこともやっているところでございますけれども、具体的に言いますと、例えば、米洗川、これも一定のスピードで整備をせいという地元からのお話もある中で、それがなかなか思ったように進まないという状況になってまいります。その中でどういう手法があるかといったところ、特に、補正の獲得、そういったところも含めて今、要は、国に相談をしておるということでございますので、これが全路線ということになりますと、道路とか非常に路線が多くなりますので、ばくっとした全体の考え方とか方向性を備考のほうに書かせていただくようにさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

よろしく願いいたします。

○ 村山繁生委員長

他にございますか。

○ 小川政人委員

余り表の見方がようわからんで、間違っておったら教えてほしいんですけど、例えば、これは、交付率というのがありますよね、1ページのところに。交通安全施設等整備事業でいくと、当初予算3億5300万円が、内示額は1億8954万円か。これでいくと、交付率は53.7%という考え方なのか、それとも、国費の率が0.55という部分でいくと、事業として認められたのが53.7%で、その中の0.55は認めてもらえるということでもいいのかな。そうすると、その差額を単費でやらへんわな。さっきのあすなろう鉄道みたいに車検やでやらあかんと法的に決まっておったら、やらあかんわけやけれども、もうつかなかった

ら、全体の事業を小さくするという考え方でいくと、当初予算の単費で持ってくる部分のお金がいっぱい余ってくるということやろう。仕事をいっぱいせんでもええようになるということや、結果的にはな。したいけれどもできやんで、お金は余ってくるということ。それはどれぐらいの額が市費で、今の現状のままでいくと、あんたらがだしたままでいくと、どれぐらいの額に。

○ 稲垣都市整備部理事

済みません、ちょっと電卓を持っていないので、すぐに計算できないんですけど。

○ 小川政人委員

考え方だけを聞くな。そのお金はもう減額補正してしまうのか、さっき補正でもっと頑張るという話もあったんやけど、頑張って頑張れやなんだところは減額修正するのか、それとも、補助金のつかない単費でやらなあかん工事に振り向けていくのか、どういう考え方をしておるのか。

○ 村山繁生委員長

じゃ、考え方だけ。

○ 稲垣都市整備部理事

まず、基本的に、これ、交付金とかをいただける事業につきましては、要は、その事業自体に国が交付金を出すということで支援をするという事業でございますので、原則としては、交付金をいただいた額の中で事業を進めていく。それは、財源を考えて税金をいただいてやっているわけですので、基本的にはそういう考え方でいこうと思っています。ということからいいますと、ついてこなかった分で市費も当然そこで余ってくるわけでございますので、それについては減額補正をしていくというのが原則でございます。

ただし、事業をやっていく途中でほおっておくとどうしても危ない部分とかが出てくると思います。そういった部分については、それはどういう扱いにするのかと、減額した上でそこだけ単費で要求するのか、そういったところがありますけれども、そういった部分については、危険の回避のためにやらざるを得ないようなものについてはやっていかなきゃいけないという形で考えているところでございます。

以上です。

○ 小川政人委員

それはわかるんやけど、交付金とか補助金という部分でね。もうそんな勝手に単費で持っていかんというのはわかるんやけど、減額する部分について別の交付金とか何とかつかん単独事業に振り向けて余った金を使っていかへんのか、それとも、もうそのまま、余らしたままにするのかという考え方をどうするんや。

○ 稲垣都市整備部理事

まず、当初予算の段階では、要は、交付金とかそういった事業でやるということで予算をお願いしているということでございますので、別の事業を、例えば、予算のつきに応じて縮小するというのであれば、それについては他の予算に流用するというのではなくて、減額補正をさせていただくということで考えてございます。

○ 小川政人委員

だから、そんな減額して、別の予算立てを、事業を起こさんへんのか、交付金とか補助金をもらわぬ事業に。例えば言ったら、生活に身近な道路整備事業の予算に単費でやったらええやないかという部分もあるやんか。それから、この間は仕事がいっぱいいっぱいできやんとか言ったら、これだけ事業が縮小されるんやで、仕事いっぱい余りますやないか。

そうすると、そういう中で例えば生活に身近な道路整備事業の予算で——これ、聞いてこいと言われたんやけど——予算をふやしたけれども事業評価をできるのか、できないのかという部分が大事な部分やろうと思うんやな。できやんとかという答弁もあつたんやけれども、うそやと思っていますけれども、そういうところでいくと、これだけ事業が減ってくるわけですわな。そうすると、十分こなせれるということでええのかな。

○ 山本都市整備部長

予算の執行のところの部分やと思うんですけど、国費補助金が正直なところ減額されてきても、我々の事務手間はそれほど大きく減るわけではありません。むしろ、本数がふえるということが我々にとっては事務手間が多い。確かに、200mするつもりが100mになっ

でも行政の手間は正直なところ変わりません。もちろん、設計照査やらその辺のところはやっぱり量が減った分は減るんですけども、補助金が半分になったもんで、仕事が半分になるかという、なかなかいかない。むしろ、本当に細々としたものを引き受け始めるほうが正直なところ事務手間のほうが大きくなってしまおうという点がございます。

ですので、今、これ、大体、例年ですと、11月定例月議会に減額の予算を上げさせていただいておるのが現状でございます。夏あたり含めて、国への要望活動をして、10月ぐらいになってくると、例えば、県内での予算余りが出てくるとすると、それを反映させていただいて、11月補正のほうで減額する額をちょっと減らしてもらったりとかという形をしておりますので、執行についてはいろんな手だてをしながらなんですが、やはり本数さえふえなければ何とかなるものというふうな状況ではあります。

○ 小川政人委員

大体わかってきたけど、だから予算が減っても工事の量が減るだけで、手間は同じだけかかるでということていくと、生活に身近な道路整備事業の予算もふやしたけれども、本数さえふやさずに同じ工事を延長していく分であれば、こなしていけるという考え方でええのかな。反対に言うと、そうなるわな。

○ 山本都市整備部長

本会議でのご答弁の内容になるんですけど、今の生活に身近な道路整備事業のほう、ご答弁させていただいたように、今月末が各地区からの回答をしていただくリミットにしておりますので、これでふたをあけさせていただいて、こちらがお願いした、なるべく絞って集中をしてくれというお願いをしましたので、それができていけばいけるとは思うんですが、ちょっと今、まだ全容が見えておりませんので、お答えしにくいところなんですけど、前年度ぐらいであれば――またちょっと時間外が多いというふうに監査の方にも言われて何なんですけど――ぎりぎりいけるのかな。場合によっては、本数がふえるとちょっと大変なことになるなというふうに考えています。

○ 小川政人委員

だから、そこはあんたらが指導していかなとあかんのやろう。きちっと優先順位をつけて、どの工事を伸ばして、予算ついたからといって、新規事業をぽんぽこ本数をふや

しておったら何にもならへん、仕事がふえるだけの、手間がふえるだけの話やで、そこは指導的にきちっと指導していかんとあかん、センターと一緒にな。それを何でもちよびっとふえたで、この間の数字と一緒に、事業ベースでは50%や、それから、金額ベースでは二十何%やというやり方をしておるもんで、あかんのでな。金額ベースで二十何%やったら、事業ベースも二十何%とかというそれだけの優先順位をきちっとして仕分けをしてやらんとうまいこといかんに。各自治会に対してもそういうことはきちっと指導をしていかんとあかんと思うよ。

○ 村山繁生委員長

他にございますか。

よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、別段、他にご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

これで、議案第6号を残して、都市整備部は終わりでございますので、先、間に合いますかね、昼一。

○ 山本都市整備部長

昼休み、ちょっと我慢していただいて、昼一にご報告できるように、ちょっと頑張ってみます。

○ 村山繁生委員長

じゃ、午後一から議案第6号に関して、資料が整いそうでございますので、都市整備部のほうを先に片づけたいと思いますので、それでよろしいですか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、資料のほう、お願いします。

じゃ、再開午後1時ということで、ちょっと時間は早いですけれども、よろしくお願ひ
します。

11:50 休憩

13:01 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、再開いたします。

資料をいただきましたので、説明を受けたいと思います。

○ 稲垣都市整備部理事

それでは、私からは、用意させていただきました追加資料、まず、1枚目、1ページと
2ページでございますけれども、松寺の市営住宅跡地でございます。位置につきましては、
赤い線が描いてございますけれども、これは東海道でございます。おおむね東海道から直
線距離で200m強、道路を通っていく関係からいきますと300m程度はかかるかと思いま
すけれども、その位置に場所がございます。

1ページめくってください。

こちらが今、現在、設計を行っております公園の素案でございます。全体の面積といた
しましては3250㎡ほどの公園になります。周辺にウォーキングゾーンといえますか歩ける
ような場所を配して、中を大きく広場として使っていくような公園、こういった形のもの
を予定しておりまして、現在、整備に向けて地元と調整を行っているという状況でござ
います。

○ 森下市営住宅課長

済みません、3ページのほうをご覧ください。

浜町の市営住宅の位置図でございます。コスモ石油四日市製油所の隣にあるところで
ございます。

4ページをご覧ください。

浜町市営住宅の位置図ということで、2棟建っております、13台の駐車場の区画が整備されております。

続きまして、5ページでございますが、公有財産の用途廃止後の有効活用をするルールというふうなことでございますが、公有財産につき、四日市市公有財産事務取扱規程の第12条に基づきまして、予定の財産について総合的な連絡調整と協議を行い、市有財産の有効活用を図るために必要な事項を定めるという内規を持ってございまして、その第2条第1号でございますが、規程第12条の規定に基づき行政財産の用途を廃止する予定のあるものについては協議の対象とするというふうになっております。

続きまして、6ページでございますが、その6ページ以降につきましては、公有財産の用途廃止の協議依頼書、申出書、決定通知書になっております。

説明については以上でございます。

○ 村山繁生委員長

追加資料についての説明はお聞き及びのとおりでございますが、ご質疑のある方はご発言願います。

○ 加藤清助委員

駐車料金のこと言わへんだっけ。

○ 森下市営住宅課長

資料にはございませんでしたけど、駐車場の使用料につきましては、浜町、昭和28年度当時つくられてございまして、今、資料に算出の基礎はございませんでした。当時、駐車場の区画が整備されていない浜町の市営住宅の中に13戸の区画を新たに整備して、地元のほうで管理委員会をつくっていただきまして、そちらのほうで管理運営していただきまして、その当時の使用料が1600円というふうなことでございまして、

その後、平成18年に使用料と駐車料金を一括して徴収するというふうなことになりまして、市のほうが一体管理するときになりまして、その料金1600円を引き継ぎながら消費税を上乗せするというふうなことで、現在1640円というふうになっております。

恐らく、その後、新しく東新町等々の市営住宅を整備してくる場合は、駐車場用の用地がありましたので、それに基づいて駐車場の面積に評価額を掛けて、その後、100分の4

を乗じた額で使用料をはじき出しておるところでございます。以下、団地におきましては、そこで決まった団地との整合性をとりながら行っておるところでございます。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

ということは、ここの別表についておる1640円というのは、ここだけの経過の駐車料金なのか、ほかは何やら評価額云々とかという話も出ておったし、いわゆる一般的に市営住宅は立地場所がそれぞれ違うと思うんですけど、現実には、今、市営住宅で駐車場料金をとって有しているところはどのような決め方になっておるの。それで、具体的に金額は高いところは幾らで安いところは幾らとかという状況はどうなんですか。

○ 森下市営住宅課長

1640円の駐車場につきましては、古い住宅でございまして、昭和63年以降建設しました東新町、丸の内町、西伊倉町、内部泉町、大瀬古新町等々につきましては、3240円の駐車料金をいただいております。これは一律でございます。

○ 加藤清助委員

大瀬古新町とか、そういう新しいところは3000何ぼになっておって、ここの経過のところは昭和何年や知らんけど、そのまま引き継いで管理何とかから引き継いでとかという、金額的なあれというのはほとんどなぶらずに、今後もこれでいくということなんですか。

○ 森下市営住宅課長

市の管理に移管してからは消費税の分だけの値上がりを考えております。今後についてはまた検討していくことを考えております。

○ 加藤清助委員

そうすると、市としては市営住宅に附属する駐車場の内規だとか、規約だとかという根拠づけるものはないということですか。

○ 森下市営住宅課長

駐車場の規約でございますか。

○ 加藤清助委員

だから、利用だとか、これ、13台だから13台はどうやって決めるんやとか、ほかもそうですけど、申し込みの希望があったら抽せんするとか、金額料金はどういうふうにするとかという市営住宅の附属駐車場としてのルール決めはないんですか。

○ 森下市営住宅課長

新しい住宅につきましては、ある程度、駐車場も想定した区画で整備しておりますので、1部屋に対して1区画を割り当てるといふような形で考えておりますが、駐車場のご利用のない区画につきましては、その方の新しく入られた方が利用される場合は、その許可を出すといふようなことで対応をさせていただいております。

○ 加藤清助委員

今度の、新しく13台配置するようにするんじゃないかっけ。1戸1台の割合でとか、大体、そうじゃなかった。違ったっけ。

○ 森下市営住宅課長

浜町の市営住宅はもう廃止をします。

○ 加藤清助委員

さっきの駐車場のやつ、料金のやつはどういうことになるの。それでやるということなんでしょう、さっきの。どこやった。この別表の29ページの。これ、別表1、2とあるけど、これはいきへんということ。なくなるということ。

○ 森下市営住宅課長

別表1、2については、規程を削除するということ。

○ 加藤清助委員

今後は大瀬古新町とかそういうので新しいところは、一定の基準額みたいなものになって

きて整えられるという理解でいいの。

○ 森下市営住宅課長

新しく整備する住宅につきましては、駐車場用地も確保しながら区画を割り当てていくというふうな形で、新しく立ち上がったところにつきましては、別表上、規定がなければ乗せさせていただくということを考えております。

○ 村山繁生委員長

他にご質疑のある方。

○ 中森慎二委員

一つは、私お願いしたんやけど、浜町の地元からの希望、自治会からの希望とかはどうなっているんですか。

○ 村山繁生委員長

自治会からの希望。

○ 森下市営住宅課長

地域の中での活動ということで、集会所を建てるための用地をお願いしたいということを検討してほしいということで要望をいただいております。

○ 中森慎二委員

それは、この土地、全部欲しいということなの。

○ 森下市営住宅課長

約300㎡ぐらいというふうなことで要望は承っております。

○ 中森慎二委員

それに対する行政の答えはどうなったんですか。

○ 森下市営住宅課長

検討していきたいというふうなお答えをさせていただいた。

○ 中森慎二委員

そうしたら委員会での説明だって、これ、全部民間売却じゃなくて、それ一部については地元の集会所用地に適用することも考えて、あと残りを売却するというのが正確な委員会に対する報告じゃないの。そういうふうに配慮するというのであれば。地元の要望に応えないなら別にいいですよ。全部売却するわけだから応えないわけ、地元の要望に対して。

○ 村山繁生委員長

その辺の検討のぐあいはどうですか。

○ 稲垣都市整備部理事

自治会からは集会所として利用したいという希望はお聞きをしております。その中で、集会所用地につきましては、おのこの地元で土地を確保されてつくっておるところもありますので、地元に対してその土地を買っていただくのかどうか、そういったところも含めてこれから話し合っていきたいというふうに考えてございます。

○ 中森慎二委員

じゃ、それも含めての話が正確な委員会の報告じゃないのと違うのかな。無償提供はない、だから、地元にも買ってもらうなら買ってもらう。それと、純粋な民間の売却と二つが考えられるということじゃないの、それやったら。

○ 村山繁生委員長

正確な報告としては。

○ 稲垣都市整備部理事

まことに申しわけございません。今、そういった意向も地元から聞いておりますので、それを踏まえて調整を図っていくということでございます。申しわけございませんでした。

○ 中森慎二委員

別に謝ってもらわんでもいいんやけど。

それから、内規もつけてもらったけど、これは、結局、用途を廃止する予定のあるものでしょう、だから。別に条例の議決後でなければ、これを有効にできない内規なんですか。それを僕は聞いているんじゃない。だから、もしそれは庁内の整理ができていけるのなら、委員会に対する報告は、もう行政財産で使うことは全くないと。だから、民間の売却しかあれないんだということを言い切れればいいんじゃないのかと僕は言っているわけよ。だから、これ、浜町の市営住宅っていつ廃止で決まったんですか。先月決まったわけじゃないじゃないかと僕は言っているの。曙に統合して入居者もかわってもらっておるわけでしょう。だから撤去も終わっておるんじゃないですか。なぜ庁内のそんな意見集約が、そんな議会の責任が条例の可決後でなければできないみたいな話を説明するから、僕はあえて聞いているんやけど。それ、事実なの、そういうことが。

○ 山本都市整備部長

ご指摘の点はまことにそのとおりでございまして、私どもの手順のほうが遅れておったというところがございます。市民文化部のほうとは集会所等の問題がありましたので調整はしておるところでございましたが、まず、撤去が終わったものでいうところもありましたもので、この廃止の条例を上げさせていただいた。もう少し早く型にはまったあれをすればよかったんですけど、その辺が遅れておりまして、申しわけございません。

○ 中森慎二委員

いやいや、私が言いたいのは、この委員会の追加分の資料の中で行政財産用途廃止のところ、全庁的に照会を行い、活用の意思がない場合に用途を廃止しと書いてあるじゃないですか。だから、これは違うわけでしょう、そうしたら。もう確認してあるんでしょうという。だから、それはしていないのならもっと早くすべきだし、確認はしてあるのなら、別にこんなしゃくし定規な書類で確認しなくても、庁内の意思確認をした上で委員会に説明したらええんじゃないかということを私は申し上げているんですよ。

○ 山本都市整備部長

ご指摘のとおりだと思います。こちらのほうの内部のほうの、私ども下相談のつもりぐ

らいで事を動かしていたというところにちょっと問題があるところですので、ご指摘の点はもうそのとおりやと思いますので、そのような形で今後進めさせていただきたい、そのように考えております。

○ 村山繁生委員長

他にございますか。

○ 小川政人委員

1 ページの位置図だけど、これ、縮尺5000分の1か、5万分の1か。ここだけ消えとる。

○ 稲垣都市整備部理事

これ、5000分の1でございます。まことに申しわけありません、消えておりました。5000分の1でございます。

○ 小川政人委員

5000分の1ね。これってそんな200mもあるか。

○ 稲垣都市整備部理事

ざっくり直線距離で200mでございます。

○ 小川政人委員

直線で。俺、この東海道の朝明川の橋はしょっちゅう散歩に行くで通るんやけど、そんな50mぐらいの橋の距離やぜ。そうすると、その比較で考えると、100mちょっとしかあらへんかなと思う。道路やろう、これ、接しておるのは道路に接しておるとっておるんやけど、そこでいくとそんなにないなとは思っていますけど、細い道は細い道やけれども。まあいいわ。

要望をちゃんと聞いて、ここの公園からずっと稲垣理事が言っておった、花を生けておるやんか、今、松寺が。あそこからもそんなに遠くないし、地元要望があるんやったら、ここ公園にするときもちょっとは考えてしてやってくれば。せっかく防災消防倉庫とかやるんやで、そういうのも加味してやったってくれればええのに。

○ 稲垣都市整備部理事

この計画にある防災の倉庫、もともと防災の倉庫があったわけですが、これにつきましては公園の敷地内という形で扱わせていただいて、防災倉庫でなくて用途を変えまして公園用の倉庫という形で利用をするという形で地元とは調整をさせていただきました。そういう形で用途を変えますので、そのあたりについてはご理解をいただきたいというふうに思っています。

○ 村山繁生委員長

ほかにございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

ないようですので、採決に入りたいと思いますが、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、討論もございませんので、簡易採決により行います。

それでは、議案第6号四日市市営住宅条例の一部改正について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。じゃ、原案のとおり可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第6号 四日市市営住宅条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

これで、都市整備部の議案は全部終了いたしました。小川委員にちょっとお断りするんですけども、小川委員の資料はまだちょっと遅れるということで、しかも、一応、資料はお受けしましたけれども、まだ皆さんにこの所管事務調査をするというお諮りをしていないので、もしその資料で、きょうのところはこれでええわというんやったらもうそれで。もし議論で長引くというか——長引くというのはちょっと失礼やけど——議論されるんでしたら、また皆さんにお諮りしてからということになりますけれども、よろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

しやんでもわかる。

○ 村山繁生委員長

そうですね。わかりました。

じゃ、都市整備部としてはこれで一応終わりますのでよろしく。また資料ができれば、また小川委員のほうへ……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

きょうのところは小川委員でいいと思いますわ。まだ委員会としては受けていないので。

じゃ、そういうことで、どうもお疲れさまでした。

じゃ、次、環境部、理事者の入れ替えをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次、続きまして、環境部のほうの審査に入ります。

議案第5号 四日市市路上喫煙の禁止に関する条例の制定について

○ 村山繁生委員長

都市・環境常任委員会として議案第5号四日市市路上喫煙の禁止に関する条例の制定についての審査を行ってまいります。また、なお、当該条例案に関連する補正予算の審査も予定されておりますが、まずは、新たに制定される条例案についての説明を受け、審査を行ってまいりたいと思います。

まず、環境部長のほうから一言お願いします。

○ 川北環境部長

皆さん、こんにちは。環境部でございます。今年度、環境部といたしまして、いろいろ課題が残っておりますので、委員の皆様の方の意見を真摯に承りながら、環境行政のほうを進めてまいりたいと考えております。

本日につきましては、今、委員長の方からご紹介をいただきましたが、議案といたしまして路上喫煙の禁止に関する条例に関して、それと、それに関連いたします補正予算、それと、都市・環境常任委員会の所管事務調査といたしまして、先日、環境保全審議会を開催しておりますので、それのご報告という3点をよろしくご審議いただきたいと思えます。精いっぱいご説明、ご答弁させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

お願いいたします。

それでは、議案第5号四日市市路上喫煙の禁止に関する条例の制定について、説明を求めます。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

配付させていただきました提出議案参考資料（追加分）をご覧くださいませでしょうか。

○ 村山繁生委員長

資料のほうはよろしいでしょうか。提出議案参考資料（追加分）。一番上の追加分。よろしいですか。

お願いします。

○ 伊藤生活環境課長

追加資料のほうで2ページを開いていただけますでしょうか。

今回、さきの議案聴取会の際にいろいろご請求をいただいた資料についてご説明申し上げたいと思います。

まず、2ページでございますが、路上喫煙の禁止に関する条例の施行規則についてということで、施行規則の中でどういったことを盛り込んでいくのかというご質問をいただいておりますもので、そのことについてまずご説明申し上げます。

まず、1番目といたしましては、禁止区域の指定、変更及び解除についての手続の方法について規則の中で盛り込むことを考えております。それぞれ（1）で新たに指定した場合、（2）で区域の変更をした場合、3番目に指定を解除した場合ということで、それぞれ禁止区域、時間、あと、効力が生ずる日といったことを規則の中に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

そして、2番目ですが、これは、監視指導員ということで、このパトロールというか、そういったことをこの禁止区域内でさせていただくつもりでおります。その中で、パトロールする職員に関しまして身分証明書を持たせた上で指導等を行うということで考えております。ですので、この身分証明書を示しつつ指導等を行ってまいりたいということを盛り込んでまいりたいと思っております。

そして、三つ目につきましては、指導はどのようにするのかということで、これについては口頭により指導を行ってまいりたいというふうに思っております。

そして、4番目でございますが、告知及び弁明の機会の付与についてということでございますが、指導するに当たっては、当然、この場合、喫煙をしておいた者に対して、喫煙をあなたはしていましたよということをはっきり明示する必要がございます。そして、その際に、それを認めていただく、もしくは、認めない場合も生ずるわけですが、まず、あなたはいつ、どの場所で喫煙をしていましたよということを示し、その後で、地方自治法に基づく規定にはなるんですが、弁明の機会を与えるという形で、このことについて規則の中に盛り込んでまいりたいと思います。

そして、5番目でございますが過料の徴収についてということで、条例の中では2万円以下というふうに記述しておりますが、この規則のほうで科すべき過料については2000円ということをも明記させていただくつもりでおります。

続きまして、3ページでございますが、喫煙場所の整備についてということでございま

す。この示させていただいた、この点々と丸くなっているこの4カ所の中で喫煙場所の整備について考えております。この喫煙場所の整備につきましては、歩行者の通行の支障にならないような場所でありますとか、たばこを吸わない非喫煙者の方にとって煙などが迷惑になることにならないような場所、そして、たばこの火によるやけどなどの被害が起りにくそうな場所、喫煙スペースをしっかりと確保できる場所、そして、喫煙者の方にとってわかりやすい場所として、そちらへ喫煙する方を誘導しやすいような場所というふうな形で誘導することによって、この条例の意図、趣旨の効果が上がるような形の場所というふうに考えて、この4カ所を考えてございます。

そして、4ページでございますが、これは、喫煙場所の整備事例ということで、他市の事例を6点ほどお示しさせていただいております。一応、真ん中に灰皿がございまして、背の高いようなパーティションで仕切ることによりまして、煙が横へ逃げるんじゃなくて上へ上がっていくというようなことを考えております。

そして、5ページでございます。

路上喫煙禁止区域の設定に対する考え方ということでございますが、歩行量調査をしておりますもので、その中で1日の歩行者の通行量が5000人以上というところを結びまして、それを結んだ主要道路ということで路上喫煙の禁止区域と考えております。

そして、6ページでございますが、路上喫煙、他の自治体の罰則規定の状況についてということでございます。

ここの中で東海3県におけますこの条例の状況を示させていただいております。東海3県では、四日市市が13番目という形になります。そして、罰則規定等を設けておりますのが7都市ございます。一応、他の都市も勘案いたしまして過料が2000円程度が多いということで、本市も2000円ということを考えております。

続きまして、もう一つ、別の資料で都市・環境常任委員会関係資料、議案第5号四日市市路上喫煙の禁止に関する条例の制定についてと……。

○ 村山繁生委員長

資料のほうはよろしいでしょうか。皆さん、タブレットのほうは。

○ 伊藤生活環境課長

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

じゃ、お願いします。

○ 伊藤生活環境課長

路上喫煙の禁止に関する条例の案に関しまして、この3月14日から4月13日までの1カ月間、パブリックコメントのほうを実施させていただきまして、その結果についてご報告申し上げたいと思います。

意見の提出者数は37名、意見の提出総数は74件ということで、意見の内訳に関しましては、こちら1ページに書いてある条例の制定からその他ということで11項目ございました。その中で特に多かったのが真ん中ぐらいにあります喫煙場所の設置ということのご意見を25件ということで多くいただいております。

4ページをちょっと開いていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

喫煙場所の設置ということで多くあった意見といたしましては、路上喫煙を禁止することに関しまして、その条例そのものに対する反対意見ではなく、逆に、喫煙者の方にも十分配慮したような形で喫煙場所を設置してほしいと。そして、設置場所がわかる案内看板についてもきっちり整備してほしいということで一番多くご意見をいただいております。私どもといたしましても、もちろん喫煙場所に関しましては先ほどご説明申し上げたとおり4カ所の設置を考えております。そして、案内看板についても設置するなどして喫煙をされる方についても十分配慮したような形でのことを考えさせていただいております。

そして、もう一つ多かった意見としましては、路上喫煙の禁止区域の指定ということで、同じく4ページのその上のほうになりますけれども、基本的には近鉄四日市駅周辺を禁止区域としておりますが、この禁止区域をもっと広げるとか、そういった部分について考えはどうかというようなご意見をいただいております。これにつきましては、まずは、この区域で禁止区域を指定させていただいて、その後、やはり、状況が変わる等々あれば、区域等拡大やそういったことも検討していかなければならないというふうに考えております。

大きくはその二つでございました。申しわけないんですけれども、1ページに戻っていただきまして、上から二つ目で条例制定による期待される効果につきましては、パブリッ

クコメントで説明させていただいたときに、受動喫煙のことを効果の中で挙げておりましたが、受動喫煙につきましては健康増進法に基づく施設内で適用される言葉じゃないのかということでご指摘をいただいております。これにつきましては、路上であっても隣でたばこを吸われる方がみえると、やはりたばこの煙が隣の方にかかったりするような状況もございますもので効果としては挙げさせていただいておりますが、条例の中ではそういった言葉については使用はしておりません。

一応、パブリックコメントの概略につきましては、説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

資料の説明はお聞き及びのとおりでございますが、ご質疑のある方はご発言ください。

○ 諸岡 党委員

現在、禁止区域内に民間が設置している灰皿については撤去を依頼しますとあるじゃないですか。これって、例えば、お店が店の中、禁煙ですと。それで、お客さん相手に、店の外に灰皿を置いてあるので、そこで吸ってくださいというのは割とよくある光景なんだけれども、そこまで禁止してしまうということですか。

○ 伊藤生活環境課長

基本、喫煙をそのお店の中でということをお願いをするような形になりますもので、路上でそういった形で喫煙をする場所、灰皿については敷地内へ入れていただくということをお願い申し上げます。

○ 諸岡 党委員

そうか。そうすると、敷地内なら別に外でも問題ないわけですね。なるほど。了解しました。結構です。

○ 村山繁生委員長

他にご質疑のある方。

○ 伊藤修一委員

資料の3ページのところで、喫煙場所を整備する箇所は4カ所と書いてもらってあるんやけれども、一番人通りの多いふれあいモールの通路というのか、アピタまで通っていく通路、あの通路にはそういうものは整備の予定がないんやけれども、5ページの資料を見ても何か人が歩くところはあるの通りのほうがかなり桁違いで人が多くて、どうも駅のタクシー乗り場やとかのほうなんかは、もう7000人とか6000人しか人は通らなくて、何かこちらを外した理由は何があるんやろうかと思ったんやけれども。

○ 伊藤生活環境課長

喫煙場所の設置につきましては、事業者でありますとか、地元自治会等々、商店街さん等もお話をさせていただいてきております。ただ、なかなか設置する場所として調整がつかないというような状況もございまして、今現在、こういった形で考えておるところです。

○ 伊藤修一委員

そのふれあいモールなんかは、待ち合わせなんかで結構人が立っておって、そんな一々私も注意はせえへんけれども、でもみんなやっぱり吸われる方、結構多いよね。特に、トイレのあるところね、あれ、あのトイレのあるところなんか花壇みたいなちょっと丸いところがあって、そこへ座られたりとか何か結構見かける。あれは、市の土地と違うんやろうか。あれ、近鉄なんやろうか。

○ 伊藤生活環境課長

多分、駅西の側の丸いところですね。下地につきましては近畿日本鉄道さんのほうの土地になっておりまして、上辺については市と近鉄百貨店さんが共同で管理、協議会の中で管理をしていただいております。

○ 伊藤修一委員

そういうところは協議をされたんですか。

○ 伊藤生活環境課長

協議のほうはさせていただいております。そして、確かに歩行量、歩行者数の多い側に

喫煙場所がないというご指摘はあるわけなんですけれども、我々としたしましては、設置ができる場所に対しまして喫煙される方を誘導してまいりたいというふうに思っております。

○ 北住環境部理事

済みません、補足させていただきますが、今、伊藤委員からご指摘のありましたふれあいモールのトイレの前の花壇のあるところ、あそこはもう既に先行して、百貨店等がふれあいモール全体を禁煙にしたいということで今、ガードマンも回って、吸われている方にはやめていただけませんかというようなご指導もしていただいておりますので、あそこで喫煙場所を設けるといのはちょっと、持っていくような場所もなくてできないんですけれども、今、課長が申しましたように、近く、近鉄パーキングの前であるとか、駅の東のほうであるとか、そういったところに看板等で誘導できるような形で考えていきたいと思っております。

○ 伊藤修一委員

近鉄さんの土地であれば、近鉄さんの意向というのは当然、もう十分考えなきゃと思うんですよ。けど、この通りは、市の道路というか、市の土地もまじっておらへんやろうか。全てがこれ、近鉄さんのものじゃないと思うんやけれども、もし、市の土地があるんやったら、どこかでそういうふうなやっぱりエアポケットやないけど、ポケットパークやないけれども、どこかでそういうふうなことは考えられなかったのかどうかだけちょっと確認したいんですが。

○ 村山繁生委員長

伊藤委員の言われておるのは、この北の通りの……。

○ 伊藤修一委員

北の通りのアピタの前の通りはこれ、市の道というか、市のものも当然あるのと違う。近鉄のものは近鉄のもので、どこかで区切られておると思うんやけど、それは近鉄さんの意向もあるのでわかる。けれども、市の土地というのもどこかに入っておらへんかということ。

○ 村山繁生委員長

その辺のすみ分けは、どなたが。

○ 北住環境部理事

今、ふれあいモールは近鉄なんですけれども、市の土地としましては、アピタの前から近鉄パーキングのほうへ曲がっていくところが、アピタのほうから近鉄四日市駅のほうに向かいまして近鉄パーキングのほうへ曲がっていく道があるんですけれども、今のファミリーマート、あそこの前あたりだけは市の土地になります。

あと、反対側はふれあいモールを超えて鉄道の高架下をくぐった後、パチンコ屋さんの前あたりも市道になっています。ですので、市の土地といえば市の土地になるんですが、具体的に喫煙場所の設置というところで、道路部局とも協議はさせていただいたんですけれども、なかなか適当な場所が見当たらないというところで、今回はこちらのほうには設置ができなかったというような状況でございます。

○ 伊藤修一委員

それはもう相手というか、皆さんと協議してもらおうことやで、それはやむを得ないこともあるけど、この近鉄パーキングの車が入り出るところに、ここに輪っかが描いてあるんやけれども、これ、もうちょっと北へ行けば、その三角の市の土地の白地が残っておるもんで、そういうところでも人を誘導するよりも目につくところにあつたほうがええんと違うのかなとは自然に思ってしまったんやけれども、そんな、ちょっとこれ、いざらすだけのことやっばり協議してだめやったということの意味なんやろうか。

○ 村山繁生委員長

その辺のところはいかがですか。

○ 山本生活環境課廃棄物対策室長

お答えさせていただきます。

まず、王将側というほうがよろしいでしょうかね。近鉄パーキングのほうに近いほうという順番……。

(発言する者あり)

○ 山本生活環境課廃棄物対策室長

三角の白い土地で近鉄パーキングのところに近いほうにつきましては、近鉄、この三角のところに近鉄所有のビルが建っておるかと思うんですけれども、その通用門がございまして、すぐその場では、ちょっと通用門を閉じてしまう形になりますので、ちょっと協議のほうがそういう点では整いませんでした。

もう少し、三交インのホテル側のほうに行きますと、近鉄さんの持ち物というか、お店のちょうどショーウインドーの目の前になりまして、そこに喫煙所をつくると、もうショーウインドーから外を見ると喫煙所がまるっとそのままの形で見えてしまうということで、ちょっとその辺で協議のほうがなかなかうまく進まなかったという事実がございまして。

○ 伊藤修一委員

協議はいただいたということであれば、もうそういうふうな話し合いの結果やで、やむを得んやのかわからんけど、じゃ、あと、そんな簡単に誘導と言われるけれども、どういふふうな誘導の仕方をされるつもりなのか、その点はどうか。

○ 伊藤生活環境課長

案内看板を設置させていただくなどして、喫煙される方を誘導していきたいなというふうに考えております。

○ 伊藤修一委員

案内看板という、結局はそれを目に触れた人しかもうそれはわからへんわけやし、これからどういふふうなことで慣れていってもらおうというか、周知していくかということはやっと疑問かなという気はするのかなと思います。

もう一点、生活環境課の職員が巡回するということは、結局、平日の公務員の勤務時間内で回られるという、そういう理解でいいんやろうか。

○ 伊藤生活環境課長

基本的には、そういった時間内というふうに考えておりますが、もちろんやはり夜間と
いいますか、5時以降であってもそういった事情があれば、当然、そこら辺についてもパ
トロールといいますか、そういった指導についてはあたらせていただきたいというふう
には思っております。

○ 伊藤修一委員

公務員の勤務時間外というのは、朝は別やとしても、夕方の遅い時間とか、休日、祝日、
当然、そういうふうなことも、人が歩いている時間帯とかも、そういうのも考えたらあり
得るわけで、これ、本当に、公務員でしかこれはやっぱり対応できないということなんや
けど、やっぱり、反則切符を切るわけやからという、そういう意味でこの時間帯という、
そういう理解なんやろうか。

○ 伊藤生活環境課長

委員おっしゃるように、過料をいただくということに当たってはなかなか委託業者とい
うふうな形はとれないということで、生活環境課の職員ということで対応せざるを得ない
というふうに思っております。もちろん、あと、土曜日、日曜日につきましては、事前に、
これ、公布をいただいて施行するまでの間、若干期間を設けておりますもんで、その間に
キャンペーンといいますか、周知活動はしっかりやっていきたいというふうには思ってお
ります。

○ 伊藤修一委員

せいぜい駐車違反のおじさんみたいに、もう見た目で見えるような格好をして歩いても
らわんと、もう市の職員も気の毒やもんで、そういうふうなしっかりPRや啓発をやっぱ
りしてもらって周知をお願いしたいなと思います。とりあえずは。

○ 中森慎二委員

まず、条例、迅速に対応をいただいたことは感謝したいなと思っておりますが、伊藤委員
もおっしゃった喫煙場所の整備で北側のふれあいモール側に1カ所もないというのは、こ
れは絶対問題だと私は思います。条例を実効性あるものにするために、喫煙者の立場とい
うか心理というのもやっぱり考えておかないと、例えば、スターアイランドの市道部分だ

とかだったらつけれるんじゃないかな。やっぱりそれは行政が積極的に考えて調整に入らないかんのじゃない。調整できませんでしたじゃなくて。本当に通行される方、2万人近い人数の方が通っているのに、こちら側に全然ないというのは、やっぱりそれは絶対、実効性を伴わない形になると思いますよ。だから、スターアイランドのところあたり、コンビニエンスストアとの間のあたりのところ、スターアイランド側に何か変な広告看板を立てておかんと、何か市の広告板みたいなのが立っているステンレス、アルミかなんかの看板が立っておるけど、あんなのこそどけてあそこら辺でも私は置けるんじゃないかと思うよ。だから、ちょっとこれは考えないかんですよ、絶対。そこら辺、どうなんですか。

○ 村山繁生委員長

その辺の対応はどうですか。

○ 伊藤生活環境課長

今までいろいろな協議をさせてきていただいた中で若干私どもとして協議が抜けておる場合もあろうかと思えますもんで、その点については再度協議等をしてまいりたいというふうには思います。

○ 中森慎二委員

この整備場所予定4カ所はひとり歩きしたらもう追加しにくくなるよ。だから僕は委員会としてはこれはちょっと認めがたいですよ、この4カ所では。条例には何カ所と書いていないから、条例はそれはそのままなんだけれども、これが資料として出ていく部分においては、この4カ所だけではちょっと私は問題があると思うので、これ、ちゃんと善処してもらわないかんですよ、早く。

もう一つは、施行規則がこれ、12月1日の条例施行にもかかわらず、委員会には条例施行規則についてはこういう内容を規則として調整中ですということなんだけど、少なくとも案については、この委員会に示さないかんのじゃないの。より具体的なことをここで決めているわけでしょう。身分証明書も書いてもらってあるけど。この資料の位置づけがちょっと僕はよくわからないけど、2ページの資料が。四日市市路上喫煙に関する条例施行規則についてって、これ、規則そのままずばりなの、これが。その辺もちょっとよくわからないので、説明してくれる。

○ 伊藤生活環境課長

施行規則についてはもちろん、案のほうについては現在、庁内で調整をしているところでございます。そして、この文面、ここで記載させていただいた文面に関しましては、基本、こういった形の文面で施行規則のほうをつくり込みにいきたいというふうには考えております。

○ 中森慎二委員

庁内の調整はそれはまだあるかもわからないけど、案という形でこれ以外のものはないわけですか、それじゃ、もう。これが全て。規則で。

○ 伊藤生活環境課長

今現在の案ということで生活環境課内で今現在調整中のものに関しましてはございます。

○ 中森慎二委員

発言の意味がわからない。

○ 伊藤生活環境課長

私どもが総務課と調整をしている段階のものではございますが、施行規則の中には身分証明書がどういったもの、体裁をとるのかとか、告知弁明書ということでの文面といえますか、書面はこういった形にするのかというところ辺の案まで作成した本当のものになるものはございます。

○ 中森慎二委員

それ、別に案という段階で、素案でも何でも出したらいいんじゃないの、別に。それと、例えば、禁止指定エリア、あるいは喫煙場所の案内看板はどういうものになるのかとか、よく議論に出ていたけど、そういうものはこの施行規則の中では定めないんですか。

○ 伊藤生活環境課長

施行規則の中で案内看板にどういったものを示すということにつきましては、盛り込む

ということは今現在考えておりません。ただ、もちろん、私ども、先ほど喫煙者の方を誘導したいということで申し上げましたとおり、その看板にはどこからどこまでが路上喫煙の禁止区域であって、どこに喫煙場所があるのかというふうなことをわかりやすく表示をしてみたいというふうには思っております。

○ 中森慎二委員

この後、予算審査もあります。じゃ、そんなこともはっきりしないのに何で予算を要求しているの。何を根拠にして予算要求をしているの。

○ 伊藤生活環境課長

予算に関しましては、一応、どういった大きさで、どういった図柄でという一定の案は作成させていただいて、その中でそれですとどれぐらいの値段がかかるということを勘案して予算についてはお願いをしておるところでございます。

○ 中森慎二委員

じゃ、それが何カ所設置して、どういう大きさかというのは、資料として出せばいいんじゃないの、それは。それは予算の審査のときにやるなら、それはまた別で改めますが、でも、この施行規則に伴う部分の素案の部分でもええけど、私は出すべきだと思うけどな。

○ 伊藤生活環境課長

では、先ほど中森委員おっしゃられた施行規則の案につきましては、整えまして提出のほうをさせていただきたいと思えます。

○ 中森慎二委員

それから、また予算にも関連するけれども、この喫煙場所の整備事例がありますが、その後の予算の中の部分がこのどれのものに近いものなのかわからないけど、その部分を含めての予算を計上してある。この4カ所分の整備場所について対応しているということではないんですか。

○ 村山繁生委員長

またそれは予算審査のときをお願いいたします。

○ 中森慎二委員

わかりました。

○ 村山繁生委員長

今回はちょっと条例の部分のところだけに関して行いたいと思いますので。

○ 中森慎二委員

じゃ、話を変えます。

4カ所分しかないということですね、そうすると、この整備場所は4カ所ですか。

○ 伊藤生活環境課長

今現在、調整ができておるのがこの4カ所という形になっております。

○ 中森慎二委員

わかりました。

それから、もう一つだけ。近鉄四日市駅西口にタクシーがたくさんとまっていますが、タクシーの運転手さんよくたばこを吸っているんだけど、車内で停車中に客待ちのタクシーが車内で吸っている者についての規制はどういう考え方になりますか。

○ 伊藤生活環境課長

それは、タクシーの運転手さんがその車内で吸っているということによろしいですか。それに関しては、この条例の適用は難しいというふうに思います。

○ 諸岡 覚委員

関連。今のタクシーの話ですけれども、適用が難しいって、それは車内だからなのか、車道だからなのか、どっちなんですか。

○ 伊藤生活環境課長

車内だからということ。

(発言する者あり)

○ 伊藤生活環境課長

済みません、車内はもちろんそこ自体がそもそもこの禁止区域のエリア外に当たりますもので、適用は難しくなります。

(発言する者あり)

○ 伊藤生活環境課長

一応、エリア外、恐らく委員おっしゃられるのは車のすぐ横ということになると思うんです。立ち位置の話にはなりますが、一応、エリア外という形になろうかと思えます。

(発言する者あり)

○ 諸岡 覚委員

ごめんなさい、路上の使い方の定義でよくわからんのですけれども、要するに、路上に車、車は移動できる物体なわけですよ。その車の中で吸う分に関しては適用外になるということでしょう。そうすると、よくあるんやけど、お店がワゴンをがらがらと店の外へ出してきてものを売っているじゃないですか。あれ、厳密に言えば、アウト、本来、勝手に道を使ったらあかんのやけれども、今はそれをお目こぼしして認めている状況なわけですよ。そうすると、その理屈でお店側が客サービスでワゴン車の喫煙ボックスをがらがらと店の外へ出して、喫煙ボックスをつくってくれると、それはセーフなわけですか。

○ 伊藤生活環境課長

それは、恐らく台車の上に乗った灰皿が路上にあるので、そして、その周りで市民さんがたばこを吸われるということになると思いますが、その場合、その市民さんは路上喫煙の禁止エリア内で吸われる形になりますもので、それは条例の適用を受けます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 伊藤修一委員

ちょっとだけ、納得できやんだ、俺。

そうしたら、西口の白い大きなところは、これ、バスが回転したりとまったりするところやけど、ここのところに立ち位置が西側に立って外側に立っておったら、これはセーフで、歩道側に立ったらアウトということだったら、ここを白いところを全部黒く塗ったほうが賢いと違うの。そこでもう一つ、近鉄駅前のタクシー乗り場もここだけくぼんでおるところがあるけれども、そこも結局黒く塗ってしまって、結局そのタクシーの人の話も、北側に立つとアウトやけれども、車の南側はセーフということと、そうしたら、どういふふうな指導をするつもりなんやという。道は、スターアイランドのところの道は真っ黒に塗ってあって、近鉄パーキングに入っていく道は道で塗ってあるわけやで。だから、こういう白いところをつくるもんで、立ち位置がおかしくなってわからなくなるわけや、西側とか内側とか反対側とかって。これ、指導の仕様が無いのと違う。

○ 伊藤生活環境課長

確かに、この白地のところに立った上で、たばこを吸われた方に関しては、条例そのものを考えますと適用除外という形になろうかとは思いますが。ただ、もともと、条例の趣旨といたしましては、やはり指導ということにはならないかとは思いますが、お願いということで喫煙についてはすぐ近くに喫煙場所がございますもんで、そちらへ誘導のほうをさせていただくしかないのかなというふうに思います。

○ 伊藤修一委員

タクシーの運転手さん、車から離れて車をほっぽり出して、そんなところへ行けるわけないやんか。だから、あかんところはあかんとはっきりしてもらったほうが指導もしやすいと違うかと言っておるわけや。だから、白いところをつくらんだら、全部黒く塗ればそれは私は理解がしやすいけれども、白いところを残すで、そういうふうなところはどうなるんやと、指導がしにくくならんかと言っておるわけや。

○ 村山繁生委員長

どうですか、その辺は。

○ 中森慎二委員

でも、これでもうパブリックコメントもとったし、関係者の意見聴取もしているわけでしょう。だから、タクシーの運転手さんとしては、ここでは吸えるという認識の中でタクシー会社さんもみんな了承している部分があるとすると、もう今、伊藤委員が言われるのは僕は課題だと思うけれども、今回はこれでやむを得ないとしても、今後ちょっと見直しのときに、ここもちょっと考えていくことは宿題、ペンディングとしては残して意識しておいてもらうということはどうですかね、伊藤委員。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

現実問題としては、やっぱりまずは少しやってみないとわからないというところもあると思いますし。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

これからの課題として受けとめさせていただいて、いかがですか、伊藤委員。

○ 伊藤修一委員

私もたばこは本当に吸わんで、わからんのやけれども……。

○ 村山繁生委員長

もう言われることはよくわかりますので……。

○ 伊藤修一委員

また、中森委員が言われるように課題として認識をしていただいてということで、お願

いできたらと思います。

○ 村山繁生委員長

じゃ、今後の課題として参考にさせていただきますので、またその辺をよろしくお願ひします。

○ 伊藤修一委員

あと、別件で。

全く別件なんやけど、もう大分、十五、六年前に四日市を美しくする条例というのがあったんやけれども、今はもう何も活動しておらへんかどうかわからんのやけれども、その条例というのは、今回のこの条例とやっぱり共同歩調というか、両方との条例を生かして今回のこれも一緒のようにやっていくということで、条例自身はその効果が出るような気がするんやけれども、あの四日市を美しくする条例というのは、今後、この条例とはどういふような関係性を持たせていくつもりなのかなということだけ確認したい。

○ 伊藤生活環境課長

いわゆる美化条例のことをございますが、美化条例の中では、ポイ捨てでありますとか、空き缶が散らからんよんということ、例えば、自動販売機の隣にはそういった空き缶入れを設置せよというような形でのもとの趣旨がございます。ただ、今回のこの路上喫煙のことと関しましては、ある意味、整合性を持たせる形で両方が――接点がないということちょっと変な言い方になりますが――ある意味相互に作用し合って、今後、四日市を美しくしてまいりたいというふうには思っております。そういった点に関しましては、今後の啓発活動の中で取り組んでまいりたいというふうに思います。

○ 伊藤修一委員

四日市を美しくする条例は、結局、捨てる人を取り締まるよりも、拾う人を結局ふやしたほうがええというような、そういうボランティアとか、そういう市民活動なんかも要素に盛り込んでおるわけやもんで、こういうふうなことをやるということのやっぱり啓発には、やはり、両方とが相乗効果を持つようにやってもらいたいし、四日市を美しくする条例がもう形骸化して、古いといえ古いのやけれども、やっぱりこの際に、それもリニュ

一アルか、また、見直しも一緒にセットでまたいろいろ機会をつくって考えていってもらうようにしていただけたらと思います。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 加藤清助委員

一つは確認で、この条例の条文を読んでいくと、提案された趣旨もこの決められた地域、時間を設定して、歩きたばこと自転車に乗りながらの喫煙はだめですよということではないんですね。その二つですね。歩きと自転車ですね。

○ 伊藤生活環境課長

そのとおりです。

○ 加藤清助委員

あと、先行して他市の実施、もうやっているところありますけど、この条例の目的は、別に過料をどんどんやろうということじゃなくて、安全だとか、そういう美化だとか、先ほどの話が目的ですので、先行して実施したところの実績状況というのは、どんなふうに把握をされているんでしょうか。条例を施行したところで。

○ 伊藤生活環境課長

いろいろ調べさせていただいておりますが、我々の目的としましては、過料を取るといのがそもそも目的ではなく、条例の趣旨を皆様に理解していただいて、このエリア内で喫煙をしていただかないようにしたいというふうに思っております。

その中で、ただ、他市の事例の中におきまして、過料を積極的に――積極的というものもあれなんですけれども――とってみえるような自治体もあれば、そうでないようなところもございます。例えば、豊橋市とかであれば、指導件数が昨年で大体130件ばかり指導をしておるとい状況でございます。ただ、過料についてはゼロということでは伺っております。あと、大きい市でいきますと、さいたま市とかですと、6000件ばかり指導しておりますが、過料についてはゼロということになっております。ただ、逆に、積極的にその過料

を徴収している向きの市もございまして、そういうところだと、例えばですが、名古屋市ですと1000件を大きく上回るような件数をとっているということで伺っております。1800件ほど……。

○ 加藤清助委員

市によってそのスタンスの違いはあるのかなというふうに思うんですけど、この規則で定めようとしている調整中のところ、説明を読ませていただくと、指導する側は身分証明書を提示するというふうになっていますよね。指導を受けられる側は、最後、そんなに発行はないと思うけど、過料処分決定通知書を交付するとなっていますよね。そんなときって、相手の身分を何をもって、どうやって決定通知書に、名前とか、住所って、本当に決定通知書に至るのかなというふうに思いながら。

○ 伊藤生活環境課長

おっしゃられるとおりで、一応、その場で現金を持ち合わせて、喫煙をしてみえた本人がその場で私は吸っていましたよということを認めた場合については、当然、その場でいただくことになろうかとは思いますが、特に持ち合わせがないというふうな場合もあるのかなということで、そういった場合につきましては、免許証などでそういった部分は確認をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、ちょっとこれはほかで聞いた、ちょっと聞き及んでおるところで申し上げますと、やはり、虚偽のところを書いたりすると、結果的に我々としては納付書をそこへ送っても納付書自体が届かないということで、滞納になっちゃうというような場合もあるというふうには聞いております。

○ 加藤清助委員

名古屋市の1000件以上とっておるとするのは、その場でとっておるということになるわけ。

○ 伊藤生活環境課長

基本的にそういうことになります。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

他にありましたら。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、ないようですので、これより討論に入ります。討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、それでは、採決に入ります。反対意見もないようですので、簡易採決でとり行います。それでは、議案第5号四日市市路上喫煙の禁止に関する条例の制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、可決と決しました。

[以上の経過により、議案第5号 四日市市路上喫煙の禁止に関する条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中森慎二委員

済みません、それは全然問題ないですが、その喫煙場所の北側のほうのことについて、努力するということはちょっと確認しておいてください。

○ 村山繁生委員長

喫煙場所のほうの追加のほうはまた検討するということで間違いはないですね。もうこれ

で決まったというんじゃなくて、追加に関しても検討してもらおうということで間違いない。

○ 川北環境部長

たくさんご意見いただきましてありがとうございます。先ほど委員長のほうにおっしゃっていただきましたように、この条例につきましては、なるべく早く制定をすると、その上で周知していくということが、我々から見たらポイ捨てもありますが、市民全体でいえば健康の管理にもつながると思っております。そういった趣旨で、我々のほうもこういうことを言うと問題あるかもわかりませんが、ある意味、頑張ってきてきたつもりではおりますが、ちょっと至らぬ点もあったことはまことに申しわけないというふうに考えております。その中で、喫煙場所、ふれあいモールのあたりにつきまして、施行日が12月1日でございますので、それに向けて5カ所目が設定できるかどうかも含めて、真摯な検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

○ 三平一良委員

喫煙場所を考えていただくということなんやけれども、僕はたばこを吸う立場から言わせてもらおうと、一番右側、今、設置しようとしておるところ、ここは必要ないと思うわ。

(発言する者あり)

○ 三平一良委員

いや、こんな立派な事例を見せてもらって、こんな立派なものをつくるのであれば、邪魔になるのかなと思うよ。

○ 村山繁生委員長

そういうことも含めて検討してってください。

それでは、1時間以上経過いたしましたので、10分ほど、この時計で25分まで、25分再

開ということでお願いします。

14 : 13 休憩

14 : 25 再開

○ 村山繁生委員長

小川委員はまだ見えていませんが、定刻になりましたので再開をいたします。

ここからは、予算常任委員会都市・環境分科会として議案第2号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第3号）の審査を行ってまいります。

議案第2号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第2項 清掃費

○ 村山繁生委員長

議案第2号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費について審査を行います。

資料の説明を求めます。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課、伊藤でございます。引き続きよろしくお願いたします。

資料のほうにつきましては、まず、平成28年6月定例会議会6月補正予算参考資料のほうをご覧いただけますでしょうか。

○ 村山繁生委員長

資料のほうはよろしいでしょうか。補正予算参考資料です。よろしいですか。

どうぞ。

○ 伊藤生活環境課長

7ページをあけていただけますでしょうか。

まず、冒頭申しわけないんですけれども、資料はこちらだけしか今現在ご用意させていただいておりませんもんで、細かい中身につきましては、別途、説明のほうを申し上げたいと思っております。

説明に入らせていただきます。

都市美化事業ということで、この路上喫煙禁止に関する条例の関連経費の予算を上げさせていただきます。

目的等につきましては、先ほど条例の中で説明を申し上げた次第ですけれども、市、市民等及び事業者の責務を明らかにしながら、必要な事項を定め、市民の安全・安心の確保及び快適な生活環境の向上に資するため、この条例を制定し、平成28年12月1日から施行するに当たり、その条例の周知、啓発、巡視活動を行うという目的で行っております。

内容につきましては、この条例の制定に伴い、必要な予算措置を行うものでございます。周知、啓発のため、路上喫煙禁止区域や喫煙場所を示した看板、横断幕、路面表示などを設置するとともに、ポスターやチラシを配布し、周知、啓発に当たります。

あと、周知活動の一環としましては、周知活動のイベントを実施してまいりたいというふうに思っております。

また、条例の施行後につきましては、先ほど申し上げておりますが、巡視活動を行いながら、このエリアの中で喫煙した者に対しまして指導を行ってまいりたいというふうに思っております。

補正予算としましては575万円ということをお願いしております。その具体的な中身といたしましては、多少かぶるかもしれませんが、啓発用のチラシと啓発用のポスターということで、事業者でありますとか、各公共施設等で配布をいただくなどのため、需用費といたしまして10万円、あと、路上喫煙禁止区域の路面標示でありますとか、のぼりや横断幕などなどを作成委託したいと考えております。それにつきましては135万円ということで考えております。路面標示につきましては、約30カ所ほどはこのエリアを明示するためには必要かなというふうには考えております。

続きまして、工事費といたしましては、案内看板の設置ということで430万円ほど考えております。

そして、この予算とはちょっと切り離れた形にはなるんですけれども、喫煙所の整備、

設置に関しましては、JTさんのほうで設置をしていただくということでなっておりまして、その分につきましては、予算的には計上させていただいておりません。

説明については以上でございます。

○ 村山繁生委員長

内訳として、チラシ、ポスターが10万円で、路面標示が135万円で、案内看板が430万円ということよろしいですか。

資料の説明はお聞き及びのとおりでございますが、ご質疑のある方。

○ 中森慎二委員

巡視活動の予算というのはいないんですか。

○ 伊藤生活環境課長

人件費という意味合いで申し上げますと、今現在おります生活環境課内の職員のほうでそれについては当たらせていただくつもりでおります。その中には、一応、2人1組で回らせていただくつもりですが、そこには警察のOBさんも入っていただいた上で、そういった巡視活動をしていただく予定でおります。

ただ、あと、指導員であると思われるような帽子といいますか、服といいますか、そういったものについてはこの中には計上はさせていただいておりません。

○ 中森慎二委員

その巡視、周知する職員さんというのは、それ専門で、そればかり毎日やっているの。

○ 伊藤生活環境課長

今現在、午前中は、実は資源の持ち去りの関係でパトロールをしていただいております。その者が今現在は午後は主に課の中でいろんな庶務をやっていただいておりますが、その方にパトロールに当たっていただきたいというふうに思っております。

○ 中森慎二委員

そうすると、時間外というのはいないの。5時で終わるんですか。

○ 伊藤生活環境課長

時間外につきましては、適宜、必要に応じて実施のほうをさせていただきたいというふうに思います。

○ 中森慎二委員

それに対する人件費というのはこの予算に積む必要がないから入っていないと、そういうことですか。

○ 伊藤生活環境課長

人件費の予算に関しましては、時間外対応で出てくる部分につきましては11月定例会議の中で人件費の補正というのは出てまいりますもんで、その全体の中で考えて、もし必要であればその中で考えさせていただきたいと思います。

○ 中森慎二委員

今言ってみえた指導員の服装とか、市民から見て路上喫煙の禁止を指導している人なんだというのがわかる、そういうユニフォームというか、そういうものの整備はどうもないという話なんだけど、それがないと困るんじゃない、実際、現場に行く職員さんが。ごみの集積場の指導に来ておるわけじゃないので、そこはちゃんと区分してできるような体制をつくってあげないといかんのじゃないですか。

○ 伊藤生活環境課長

その経費、ユニフォームといいますか、そういったものにつきましては、今後ちょっと、十分検討してまいりたいと思います。

○ 中森慎二委員

検討するのはいいけど、だって12月1日施行で、また8月に補正をかけるの、そうしたら。必要な予算があったら。

○ 伊藤生活環境課長

服といいますか、そういったものであれば、正直、金額的にすごく値が張るというようなものではないのかなというふうに考えております。ですもので、既決予算の中で消耗品とか、そういった中で購入ができればよいのかなというふうに思います。

○ 中森慎二委員

最初が肝心なので、別にタキシードを用意してやってくれというつもりはないけれど、やっぱりその職員さんも言いにくいことを言いに行くわけやから、やっぱり粹に感じてもらえるようなそういうコスチュームを考えてあげないかんのじゃないの、逆に、少しお金をかけてでも。でないと、やっぱり部長、自分、なかなか難しいじゃない。はっきり言って、我々だって行けと言ったら、なかなか苦しいよ、これ、本当の話。その中、行ってもらうんやから、ちょっとでも行ってもらいやすいような環境をやっぱりつくってあげないと僕はいかんと思うので、必要な予算はちゃんと上げるということは考えんと。ここで足りないんだったら、8月補正をかけてでももう一遍やったらどうですか。それはやるべきだと思いますよ。

もう一つ、JTさんにおんぶにだっこみたいな話だけど、この趣旨からいくと、市長が適切に喫煙場所を整備すると、喫煙場所の設置ということに関しては、喫煙者、非喫煙者が共存できる環境を整備するため、市長が適切に喫煙場所を整備するということが資料にも書いてあるじゃないですか。それは寄贈いただくのはそれはありがたい話だけど、主体的に市として予算を使わずに、JTさんがつけてくれるからいいわという話で僕はないと思うよ。

例えば、JTさんが、例えばですよ、30万円相当のものをつけてくれるなら、市があと20万円足して50万円でもっとよくするとか、そういう方向でないと、JTさんが用意してもらったものでいいんですわという、そんな簡単な話で僕はないと思うけどな。もっと市が主体性、ここに書いてあるように、市長が適切に喫煙場所を整備するってあなたたちが資料でうたっているんですよ。市長が整備するんじゃないでなくてJTが整備するんじゃない、それやったら。それだったら、そうやって書かないかんわ。市は予算を使いませんけど、JTさんのをつけていただきますって書いておかなあかんと思うよ。これ、偉そうに市長が適切に喫煙場所を整備するなんてちょっと言えやんと思うよ、僕は。そこのところ、どうなの。

○ 伊藤生活環境課長

今回、このJTさんの申し入れが、この路上喫煙禁止条例を市として考えたいということで新聞に記事が載った際に、すぐさまJTさんが見えまして、整備に関しましてはかなり積極的に支援をしたいということで、路上のこういった部分については特に強い申し入れといたしますか、かなりの部分を負っていただけるというふうなことで申し入れがございました。ただ、当然、JTさんとしまして、全ての置き場を整備できるというものではございませんですし、あと、場所的な部分につきましては、当然、市としていろんな事業者でありますとか、関係部局、地元自治会等々と調整をしていく必要がございますもので、そういった部分では市としてきちり責任は果たしてまいりたいというふうには思っております。

○ 中森慎二委員

だけど、575万円の内訳をさっき聞いたけど、灰皿代なんて1円も入っていないじゃない。ということは、100%おんぶにだっこじゃないの。どこに市の予算が入っているの。

○ 伊藤生活環境課長

申しわけございません。今回、この整備に関しましては、JTさんで負担をしていただいております。

○ 中森慎二委員

今回というのは、第2段があるんですか、そうしたら。だから、喫煙場所のことはいろいろ前半、議論が出ていたけど、今の案からふやすとなったら、それは市が金を出して整備するということですか。今、4カ所ですけど、5カ所目をつくるのであれば、そういうことの意味なの。

○ 伊藤生活環境課長

箇所数をふやすに当たって、JTさんの協力をいただけるということがあれば協力をいただきたいというふうには思っております。ただ、市としてどうしても整備、JTさんとして金銭的な負担ができないというものであれば当然、市としてはそこは市の予算で整備をしていかなければならないというふうに思っております。

○ 中森慎二委員

もう一つ、J Tさんにおんぶにだっこ100%の状況で、じゃ、どんなものをつけるのかというのは、市に何の権限があるんですか、そうしますと。いろんな都市の例をつけてもらってあるけど、寄贈してもらったたら何も文句言えないじゃない。いただくもののそのままにならないの。

○ 伊藤生活環境課長

今現在、この4カ所につきましてはパーティションタイプ、この資料で先ほど示させていただいたような形で、高めのパーティション、約2mぐらいあろうかとは思いますが、そういった形のパーティションでその区域を設置するという形で考えておきまして、それにつきましては、そういった要望を市のほうとしてさせていただいて、もちろんだのような形で設置するのかということに関しましては、その関係部局等々と調整をさせていただいて、こういった形でというふうな思いの中でJ Tさんのほうにはお願いをした経緯はございます。

○ 中森慎二委員

私は余りにも受け身過ぎるんじゃないかと思うけどな。行政の条例として規制をする中において、あわせて喫煙者の立場を考えていこうとしていることの中で、市長が適切に喫煙場所を整備するとうたっているのに、たばこ販売J Tさんにおんぶにだっこで、主体性もJ Tさんにあるような話では僕はだめだと思うよ、そんなの。予算をオンしてでも、ちゃんと喫煙場所の確保と、それから、この整備するものについてはこういうものでやるんだというのをここの委員会で示すべきだと思うよ。こういうものを整備する考え方にいるというぐらいは示さないかんじゃないですか、そんなの。豊橋市や岐阜市の例はあるけど、じゃ、四日市はどれを適用しようとしているの。

○ 伊藤生活環境課長

あくまでイメージの話になって申しわけないんですけども、この資料の中でいいますと、京都市でありますとか、こういった形でパーティションでもって区域を分けるというのを想定しておる状況です。

○ 中森慎二委員

それは費用にしてどれぐらい、1カ所にかかるものなんですか。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

廃棄物対策室、中尾です。

費用につきましては、まず、喫煙場所、灰皿でおおよそ1基10万円ぐらい、パーティションのほうなんですけど、きちっと場所ごとに区切れるような形でありますので、ちょっと値段の幅はありますが、数十万円から100万円以内、1カ所当たりでそのぐらいかかるというふうに聞いております。

○ 中森慎二委員

じゃ、21億円年間たばこ税をいただいている、それは環境部がいただいているわけじゃないけど、その一部還元という位置づけでいけば、そのJTさんが寄贈していただく相当額に行政がオンして、もう少しグレードの高いものを整備するとか、そこに至って、私は市長が適切に喫煙場所を整備するというに該当するんじゃないかと思うんですけど。今の100%おんぶにだっこで、そんな偉そうなことは言えんじゃないのと私は思います。

○ 村山繁生委員長

その辺の考え方について、部長、どうですか。

○ 川北環境部長

まず、第1で、市長が適切に整備するという言葉、ちょっと表現的にまずかったと思っ
て反省をしております。申しわけございませんでした。

それから、議案のときにお示しをいたしました4ページの資料でございます。これ、課長のほうもイメージでと申し上げましたが、イメージでというふうに申し上げましたのは、場所の条件がいろいろありますので、こういったイメージでという表現をさせていただいたところでございますが、JT側のほう、これ、JT側におんぶにだっこというご意見でございますので、あれですけど、四日市市のほうとしては、こういったものは最低限つけてほしいという話もさせていただき、その上で、JT側さんのほうも——JTさんはJT

さんで今現在、たばこを吸う人口が減っている中で、分煙ということもあるのかなと思うわけですが、そういった中で——こういった写真のものであれば、JTとしても協力はできるよと。繰り返しになりますが、私どもとしては、最低限でもこんなものはしてほしい、要は、課長も申し上げましたが、高さ大体2 mぐらいは最低でもつけてほしいと。それで煙はご承知のように上に上がっていきますので、なかなか2 mある身長の人はいないわけですから、最低でもそれぐらいのパーティションをつけてほしいということを伝え、JT側さんのほうもこういったものであれば、場所によりまして、今、4カ所あるいは5カ所ですが、場所によりましてイメージは変わるかわかりませんが、こういったものについてはご協力できるということでした。

その中で、市民の方からこういう設置場所についてもそうですが、本当にこれも繰り返しになって恐縮なんですけれども、また、喫煙場所のこういったパーティションなんかについてもいろんなご意見が出てくるのが予測されます。そういった中で、また、日々の我々の責任におきまして、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

いろんな意見が市民から出てくるというのは何。たばこを吸う場所に金を使うな、税金を使うなという意見という意味。部長が言っているのは。

○ 川北環境部長

そういった意見といいますよりも、実は、私、たばこを吸います。たばこを吸う中で、年々、なかなかたばこを吸う環境というのは厳しくなっております。それで、その中で、こういったことではたばこの煙が漏れるやないかとか、においが漏れるやないかとかということも含めて、いろんな意見が出てくるんじゃないかということで、私はそういう発言をさせていただきました。

○ 中森慎二委員

もう最後にしますが、JTさんに主体性がある話の中で、例えば、JTさんも予算もあるんだと思うんですよ。全国でそういう要請もあれば、応えていくということもあるんだらうと。だけど、市のほうは、例えば、京都市、あるいは、豊橋市のタイプをつけたい、

ここはこうつきたいんだと、その部分においてJTさんが協力いただけるのが8割だったとしたら、2割は市の予算を持ち出してでもやると、そういう考え方でないとだめだと僕は言っているんですよ。寄贈してもらえる部分で甘んじればいいという話ではなくて、行政が整備すべき義務があるものをJTさんにおんぶにだっこしていて、JTさんの都合で合わせられるように合わせていましたという話ではだめだと僕は言っているの。足りないところは市が予算をつけてでもやるべきだということを申し上げている。だから、その予算がここに入っていないから、条例の施行までに整備するに当たって、予算が足りないのなら補正予算を組んででもやるべきだと私は申し上げているの。今入っていないから、ここに。1円も入っていないでしょう。

○ 村山繁生委員長

市として、全部JTさんにおんぶにだっこではなくて、もっと四日市市としてグレードの高いものを少しでも、四日市市として少し出してもそのぐらいのことをするべきじゃないかという意見ですが、そういう考え方についてはどうなんですかね。これはもう完全に決まっていることなのか、まだそういう余地があるのかどうか。いかがですか。

○ 伊藤生活環境課長

済みません、まず、今後具体的な喫煙場所を設置するに当たって、当然、JTさんのほうで用意いただけないような部分については、市の予算を何らかの形であてがっていく必要はあろうかと思っております。ただ、今の段階でどこまで見通せるのかという部分も甚だわからない部分もございますもので、今後、そういった部分については検討してまいりたいと思います。

○ 中森慎二委員

わかりました。市長の予算はまた考えてもらうということなので了解しました。

それから、この設置場所の構造等については、また委員会に報告を、設置する前に提案してください。

以上です。

○ 伊藤修一委員

私は余りたばこを吸わんでわからんやけど、よく近鉄四日市駅前のところにはしょっちゅうバス会社の服を着た人がほうきとちり取りを持って掃除してくれるのね。たばこの灰というか吸い殻だけじゃなくて、箱、いろんなものをもういっぱいそこへ放っていく人がおって、ごみ箱も置いてあるんやけど、結局、この設置した後、管理はどうしていくかということなんかも、あんまり汚らしいというか、あんまりほったらかしやとかえって人も寄ってこうへんし、この500幾らの中でどういうふうな管理、ローテーションとか何かいろいろあるかわからんやけど、誰がどういうふうなメンテナンスをして管理していくのかということは、どう考えられてみえるんやろうか。

○ 村山繁生委員長

管理の面でね。

○ 伊藤生活環境課長

済みません、管理の面で説明していなかったもので申しわけございません。

巡視活動をする一環の中で、例えば、灰皿、灰がたまったりとか、いっぱいになるというのも当然想定されますもんで、そういった活動、巡視から帰ってくる際とか、そういったときに一緒に片づけといいますか、簡単な清掃をした上で戻ってきてもらうということを考えております。

○ 伊藤修一委員

結構、近鉄の駅前のタクシー乗り場のあの灰皿置き場、私は吸わんけれども、見ておっても結構たまるぜ、あそこ。四六時中といたらおかしいけれども、もうきちっとそういうふうな1人2役とか、何か兼務でそんなことをするより、きちっとその管理は管理で清掃は清掃というふうなことはきちっともう予算化して、そういうふうなことをするのが本来の適切な管理とか、適切に設置するとか、中森委員が言われるような市長の命でやっておることなんやで、ぐるぐる回っておるときに兼務でやるということで、本当にそれ、適切というような対応になるんやろうか。どうなん。

○ 伊藤生活環境課長

済みません、兼務でどうかというふうなご指摘でございますが、どの程度、吸い殻がた

まるかというのを正直、今、わからない状態という……。

○ 伊藤修一委員

行ってきて見てきたらええやないか。

○ 伊藤生活環境課長

済みません、その状況に応じて、申しわけございません、考えていかなければならないのかなというふうには思っております。ただ、今現在はそういった兼務ということで、まずは、させていただいて、その後の状況でやはり何ともならんわというようなことが出てくれば、当然、そういったことも十分視野に入れながら、やってまいりたいと思います。

○ 伊藤修一委員

朝は廃棄物の巡回で、昼からはたばこの指導で、ごみ掃除もせえと、そういうのが環境部の姿勢ということでわかりました。

○ 村山繁生委員長

他にございますか。

○ 小川政人委員

さっきの喫煙場所の施設の他都市の例で、あれは皆、同じようにJ Tが設置しておるのか、それとも、市がやっているのか。

○ 伊藤生活環境課長

J Tです。

○ 小川政人委員

初めからそれがわかっておって設置しようとしておるな。

○ 伊藤生活環境課長

まず、先ほどちょっと申し上げましたが、新聞記事になった翌日ぐらいやったかに、J

Tさんが四日市市さんは路上喫煙禁止条例を考えてみえるんですねということで、すぐみえまして、その中でそういった喫煙所の設置についてはかなり積極的にご支援いただけるということ伺いました。

○ 小川政人委員

いや、そうじゃなくって、路上喫煙を禁止にしようとするときに他都市もしておるといのがわかりますやんか。行くんやろう、どうせ、参考にしようとするか何かで。そのときに当然、喫煙場所はどれぐらいな予算で、どうやってやったのかって聞かへんの。聞いてきておると違うの。

○ 伊藤生活環境課長

それに関しまして申し上げますと、幾つか市を見させていただいておりますが、それは、正直、JTさんが来た後でございまして、ですから、各ほかの自治体でどれだけ予算を使ったとか、そういった部分については伺っていない状況でございます。

○ 小川政人委員

路上喫煙の禁止区域をするに当たって先進地の状況をまず見るわな。それは、一番最初にせんの。先進地にそういう例があるかないかというのは見て、そこには、じゃ、禁止だけじゃなくって、喫煙場所も設けてあるということの中でいくと、予算とかそういうものでいったら、別にJTが来る前にその市で聞いたら、これ、喫煙場所はどうしたんですかと言ったら、いや、JTさんがこういう喫煙の一環として設置は協力してくれておるとかというのわからなんだ。

○ 伊藤生活環境課長

何度も申しわけないですけど、その新聞記事が出たすぐにみえた部分がございまして、その新聞記事というのは議会答弁のあった次の日かその翌日ぐらいだったかと思います。ですもんで、我々がどこかへ見に行くとかということをするもっと前の段階で、そういったJTさんの訪問がございました。

○ 小川政人委員

あのさ、政策として、新聞記事に出す前に自分たちでまず考えるんやろう。こういう路上喫煙の禁止をしようか、せんどこうかとか。じゃ、ほかに他都市でどんな例があるのかって考え、まず、俺やったらそうするわな。他都市にどういう例があるのか、それとも当市が一番最初やったんかと。それで、現実には路上禁止区域をしておる他都市の状況を聞いて——俺やったらな、あんたは違うかもわからんけど——そして、じゃ、そこを全部禁止にしたときに喫煙者の要望に応じて喫煙場所も設けようかと。で、そういうのもつくっておるし、そういうのに予算がどれだけかかるかということも考えやんと、そんな発表なんかできませんやろう。そうやって、そういうことを考えてから、いや、何にも考えやんうちからどこかの区域に喫煙場所をつくりますんやわ、そして、新聞に発表したら、ええかげんに発表したら、それはJTが喫煙場所をつくってあげますわと言ってくるんじゃないと思うんやけど、そこは、俺は中森委員と違って、別によそが金を使ってつくってくれるんやったら使ってくれるでありがたく頂戴しておけばいいなとは思っていますけれども、そういう部分でいくと、もっと前からJTはこういうことをしておるんやということも知っておかなあかんだんで、それも知らんと喫煙場所を設置して路上喫煙を禁止しようとしたのか、ちょっとそこは解せんな。まあええけどな。

○ 村山繁生委員長

他にございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他にございませんので、これより討論に入ります。討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もないようですので、採決に入りたいと思います。反対表明もございませんので、簡易採決で行いたいと思います。それでは、議案第2号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費について、

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

異議なしと認め、原案のとおり可決することに決しました。

これで予算審査のほうは終了になりまして、全体会の確認ですが、反対表明なかったんですが、全体会へ送るということはなしでよろしいでしょうね。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、全体会はなしということで確認いたしました。

[以上の経過により、議案第2号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、報告、ここからはもう一度、また再び、都市・環境常任委員会に切り替えて、議員が参画を取りやめた審議会等の報告についてであります。理事者入れ替えをお願いします。お疲れさまでした。

よろしいですか。

それでは、都市・環境常任委員会の報告、所管事務調査として、議員が参画を取りやめた審議会等の報告、環境保全審議会の資料の説明をお願いいたします。

○ 市川環境保全課長

環境保全課の市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

タブレット端末とお手元にお配りさせていただきました都市・環境常任委員会所管事務調査資料、平成28年度第1回環境保全審議会についてをご覧いただきたいと思っております。

○ 村山繁生委員長

タブレットの資料はよろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

○ 市川環境保全課長

平成28年度第1回四日市市環境保全審議会の審議内容についてご説明申し上げます。

平成28年5月10日に四日市公害と環境未来館を会場に開催させていただきました。出席者は環境保全審議会の委員総数13名のうち10名の出席をいただいております。幹事として、以下に示した4部の各部長に出席をいただいております。

審議は、事項書2ページにつけさせていただいておりますが、進行については事項書どおり審議を進めさせていただいております。

まず、事項書1、会長、副会長の選出についてでございます。環境保全審議会条例に基づきまして、委員の中から互選により会長として水野孝之三重大学名誉教授、そして、副会長として武本行正四日市大学教授が選出されております。

事項書2といたしまして、環境影響評価準備書・方法書に対する意見について（諮問）についてでございますが、以下の2件につきまして環境保全審議会に諮問しております。

まず、四日市ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価準備書につきましては、3ページをご覧ください。

こちらが諮問書の写しでございます。下のほうをちょっと読ませていただきますと、合同会社四日市ソーラーが実施する四日市ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価準備書について、三重県環境影響評価条例第19条第1項の規定に基づき、関係各市町長は、環境保全の見地から意見を述べることができるとされています。ついでには、市長意見を取りまとめるに当たり、貴審議会に意見を求めますということで、諮問をしております。

4ページ目には諮問理由をつけさせていただいておりますが、この諮問理由を説明申し上げます。

次に、四日市足見川メガソーラー事業に係る環境影響評価方法書についてでございますが、こちらは5ページにつけさせていただいております諮問書になります。

同様に、6ページの諮問理由を説明した上で、諮問をいたしております。この諮問を環境保全審議会として受け、より専門的な知見による審議が必要であるということから、4

名による専門部会の設置が決定されております。

事項書3、事業概要についてでございますが、二つの事業についてそれぞれ事業者より説明がございました。

(1) 四日市ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価準備書につきましては、7ページからの概要版及び——このようなちょっと分厚いのですね——このような資料に基づいて事業者から説明がございました。ちょっと分厚い資料なので、今回はちょっとつけさせてはいただいております。

(2) 四日市足見川メガソーラー事業に係る環境影響評価方法書につきましても、15ページから22ページの概要版及び同じような冊子の方法書に基づいて事業者から説明がございました。

事項書4のその他につきましては、環境アセスメント制度について県のパンフレットを添付させていただいております。

25ページの環境影響評価手続フロー図により、二つの事業につきましてスケジュールをご説明申し上げます。

まず、四日市ソーラー事業(仮称)についてでございますが、昨年度、方法書の手続が終了し、ただいま準備書の手続をまとめておるところでございます。このフロー図の下に四日市ソーラー事業(仮称)とペンで書いてございますが、現在の進捗状況としてはこの段階に来ておるといふところです。本市としましても市町村長意見ということで7月20日をめどに提出させていただきたいというふうに思っております。

次に、四日市足見川メガソーラー事業につきましては、一番左のほうに方法書の公告・縦覧という欄がございますが、昨日、この公告・縦覧が終了し、今、事業者のほうでその意見を取りまとめておるといふ段階でございます。

続きまして、26ページに関しましては、環境影響評価の手順がさまざま、項目の選定、調査、予測等が記入されております。

27ページ、対象事業についてでございますが、これ、対象の種類とか規模要件が記載されております。今回の事業につきましては、15番の宅地その他の用地造成ということで、面積20ha以上に該当いたしますので、今回の環境影響評価条例に基づく環境影響評価を行っておりますということでございます。

次に、28ページをお開きいただきたいと思います。

これは、環境保全審議会の質疑内容についてまとめさせていただいております。

まず、四日市ソーラー事業について事業者からの説明を受け、委員より9件の質問がございました。主なものを紹介させていただきます。

一つ目は、防災面についての質問が委員からありました。ちょっと読み上げさせていただきます。

昨年の9月、茨城県常総市において、鬼怒川が氾濫して洪水が発生しました。その原因は、土手を削って設置したソーラーパネルではないかとの新聞報道がありました。堤防の破損や決壊にどの程度影響したのか明確ではないようですが、このような想定外の事象の発生に備えて、造成する際は裕度を考慮する必要があると思いますが、いかがでしょうかという委員からの質問に対し、事業者からは、調整池に関しては、他県での事例では、確率降水を30分の1として、30年に1回程度発生する大雨を想定した雨量で設計されています。三重県の場合、条例に基づいて算定する条件をより厳しくしており、50分の1の確率降水で設計されています。先ほどご質問のあった裕度に関しては、三重県は他県と比較してより安全性の高い設計をしております。なお、50分の1の想定は調整可能な量であり、その量を超えたからといって直ちに堤防が決壊するというものではありませんという事業者からの回答がございました。

二つ目が、希少動物への対応ということで、2点ございます。

①が矢合川流域における絶滅危惧種について、四日市西高等学校の自然研究会の先生により2005年から2014年にかけて発表された文献によると、同流域に生息する絶滅危惧種であるホトケドジョウのほか、絶滅危惧種であるヒメタイコウチ等の3種について準備書に載っているがいかがでしょうかということと、②その固体が移植された場所で、どの程度生育、生存が可能だと考えているかということに対しまして、事業者からは、今後、調査する中でこれら以外の絶滅危惧種の確認がされるようであれば、ホトケドジョウ同様の保全措置をとってまいりますということ、また、②のように、今後、委員の皆様の意見、ご指導をいただきながら、計画を順次進めていくという回答がございました。

3番目、これは、工事に伴う影響及び電磁波の影響についての質疑がございました。

4番目は、生態系への影響、5番目が構造物の解釈についての質疑がございました。

6番目が排水路の設置についてというところで、側溝を設けて直接、調整池に排水する水路を設置しないのでしょうかという質問に対し、最終的には四つの調整池に誘導できるよう計画していますと。基本的にソーラーパネルによって地面に落ちる降雨の量が極端に減少するようなことはございませんという回答がございました。

7番目と8番目は関連質問で、地下水の流行方向についての質疑がございました。

9番目は、これも災害についての質問でございました。

次に、四日市足見川メガソーラー事業について、質疑が関連も含め14件ございました。これも主な質疑の内容について紹介させていただきます。

2番目、ジーヴァエナジーという会社について教えてくださいということに関して、ジーヴァエナジーはもともとIT企業であり、インターネット電話の配信事業を行っていましたが、現在は再生可能エネルギー事業に特化しています。現在、計画では17カ所の太陽光発電事業について出力130mw、将来的には出力300mwを目指していますと。資本金は7000万円、今回の総工費は170億円ということでございました。開発については、ジーヴァエナジーが責任を持ってやっていくという回答がございました。

3番、4番、5番に関しましては、今回の事業の運営についての質問でございました。

8番目、これ、圍繞景觀及びパネル下の状態についてというところで、事業者からの回答は、圍繞景觀に関しましては、三重県環境影響評価条例調査対象の項目では、本来調査対象外となっております。また、パネル下の地面をならした状態となりますので、時間の経過とともに草が生育するような状態になると思いますという回答がございました。

9番目は、足見川の流量測定についての質問に対し、今後、流量を測定していく予定ですという回答がございました。

10番目は、水生生物の調査地点について、また、11番、12番目の質問に関しては、井戸の調査地点についての質問でございました。

13番、14番に関しましては、植林についてどうしていくんだというような質疑がございました。

以上が5月10日に開催いたしました環境保全審議会での審議内容でございます。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

環境保全審議会で行われました二つのメガソーラー事業について説明を受けました。誰かご質疑のある方、ご発言ください。

○ 小川政人委員

この事業がうまくいけばいいんだけど、途中でポシャったりして、そういうときのこと

は質疑はなかったのか。

○ 市川環境保全課長

この事業が順調に進み、20年後どうするんだという質疑はありましたが、途中で頓挫した場合、どうするんだということに関しましては、質疑はございませんでした。

○ 小川政人委員

例えば、企業が倒産したりしたら、この撤去とか、そういう部分のものが発生するわけやけど、それは誰の責任で撤去されるとか、そういったことは何もないの、この契約では。例えば、これ、地主貸しておるんやろうと思うんやけど。

○ 市川環境保全課長

土地の地権者につきましては、おのおのの事業者がそれぞれ土地を購入するというふう
に伺っております。

○ 小川政人委員

だから、購入なら余計に、そんな資本金7000万円とかそんなので、何百億円やったか事業費、そういうの、絶対資本足らへんで、そういうことは何も。新しい事業やでやっても
らったらええわというだけのことなのか。

○ 市川環境保全課長

頓挫した場合の議論はございませんでしたが、二つの事業とも合弁会社、合同会社を設立して、その事業者がおのおの運営していくという形態をとるというふうに伺っております。

○ 小川政人委員

だから、形態はいいんやけれども、何かでミスがあって成功するとは限らんときに、こ
んなん、ごみだけ残りますやないか。ごみと言ったら怒られるけれども。そんなとき、ど
こがどうやって責任を持って処理するのか、それともという部分はどうするんやろうね。
そんなこと、何も考えてないの。

○ 市川環境保全課長

今回の環境影響評価条例の手續につきましては、事業を行っていく上での環境影響評価につきまして議論をしております、それが頓挫した場合に関しては、ちょっと議論はしてございません。

○ 小川政人委員

だけども、大きく開発をかけてやるのに、うまくいかなかったら産廃やわな。そういうことの歯どめとか何かは市としても考えやんでもいいのか。ただ、もうオーケーですわという話なのか。なかなか転売ってこれ、できるものか。そういうことも研究しやなあかんわ。ビルならビルを建てたら、どこかへ転売してということもあるやろうけれども。

○ 川北環境部長

今、小川委員のほうからいただいているご質問というのが、私のほうで一般質問のほうでもお答えさせていただいたことと共通するところがあるかなというふうに考えております。今、残念ながらといいますか、何といいますか、環境保全審議会の環境影響評価条例、県の中では事業の是非を問うものではないということで、その環境保全審議会の委員さんのほうからもそういった質問というのは出なかったんじゃないかなという推測はしております。

ところが、ここの紙でいいますと、31ページの2番でジーヴァエナジーという会社について教えてくださいという質問がございますが、その中で委員もおっしゃっていただきましたが、資本金が7000万円であるとかというような説明を事業者が回答したわけですが、そういったことは――これは本当に推測で、委員会の場で推測の発言をするのはいいかどうかは別にして――今、委員がおっしゃっていただいたようなことも踏まえての質問であったのかなというのは推測しておるところでございます。

○ 小川政人委員

それはそれでいいんやけれども、一つの企業誘致みたいな形になるわけやんか。里山に企業が進出してくるのと一緒やね。それで、誘致はしてないという話だけど、進出してくる企業がどれだけのものかというのと、この電気事業の中で売電事業がだんだん値段が下

がってきておるとい見通しの中の事業として、将来の事業安全性というのもきちっとやらんと、もう所有者は、企業側がもう土地は持ったとしても、その後、上手に再利用ができていくのか、できていかんのかということも考えなあかんと思うんやけど。

○ 村山繁生委員長

市としてはそこまで踏み込めないという状況ですよ、現実としてはね。

○ 小川政人委員

それじゃ、もう倒産したわ、そういうものが残った、それはもう見て見ぬふり、それでいいんですわという世界か。

○ 市川環境保全課長

1点、予測になるかもしれませんが、もし売電が始まれば、1kw当たり数十円という形で、電力会社のほうに売電をすることになるかと思います。事業が一旦始まれば、これ、相当大きな面積を要するので、一定の、ある意味、年間収入はあるのかなとは予測します。その売り上げの中で、今後、方向性というのは定まり、事業者がどのようにしていくのかと、撤去するのか更地にするのかとか、そのようなことも議論されるのではないのかなというふうに考えております。

○ 小川政人委員

何か危なっかしいなと思うんやけど、きちっとその後始末ができることの歯どめみたいなものも行政、考えていかんとあかんのと違うかなと。

○ 村山繁生委員長

ここで意見でよろしいですね。

他にございましたら。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、なしということでございますので、本件につきましては、この程度とさせていただきます。

以上で、環境部所管部分についての審査は全て終了となります。お疲れさまでした。

それでは、次、上下水道局に理事者の入れ替えがありますので、10分ほど休憩させてもらいましょうかね。3時30分から再開をいたします。

15：20 休憩

15：30 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、再開をいたします。

続きまして、上下水道局に関する事項に移りたいと思います。

事業管理者、一言挨拶をお願いします。

○ 倭上下水道局事業管理者

失礼をいたします。

所管事務調査ということでお時間をいただきました。内容といたしましては、議会が参画を取りやめた審議会等の報告についてということで、局のほうで設置してございます下水道事業の円滑な運営を目的としました下水道事業運営委員会、これを去る3月24日に開催いたしましたので、その内容についてきょうは報告ということでお時間をいただきましたので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

それでは、所管事務調査として、審議会の報告を求めます。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田です。よろしくお願いいたします。

都市・環境常任委員会所管事務調査資料、議員が参画を取りやめた審議会の報告についてご説明をさせていただきます。また、参考資料といたしまして、お手元に下水道事業運営委員会資料を配付させていただいております。

それでは、所管事務調査資料はタブレットのほうになりますが、タブレットのほうの3画面目になるかと思いますが、資料の1ページをお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

タブレットのほうの資料、よろしいでしょうか。

お願いします。

○ 内田経営企画課長

平成27年度四日市市下水道事業運営委員会を平成28年3月24日に開催いたしました。

3の下水道事業運営委員会の報告の概要につきましては2点で、(1)生活排水処理施設整備計画(アクションプログラム)につきまして、まず、アクションプログラムは、公用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため処理施設の整備をするための基本構想で、策定に当たっては、地域の特性を踏まえた上で、経済性、効率性の観点から処理方法、公共下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水、合併浄化槽を設定したものでございます。

アクションプログラムでの概要といたしましては、市街化区域の下水道整備を平成37年度までにおおむね完了させる。また、平成28年度から37年度までの下水道整備事業費は約203億円であると説明をいたしました。詳細につきましては、下水道事業運営委員会資料の6ページから10ページでございます。

(2)の下水道使用料についての報告ですが、平成19年の下水道事業運営委員会からの下水道使用料の改定について(答申)に基づきまして、平成26年度決算を踏まえた下水道事業の経営状況について報告をいたしました。

報告の概要といたしましては4点で、まず、1点目は、使用料単価は平成20年度の料金改定によって、総務省が示します最低基準単価立米当たり150円を上回ったが、水洗化人口が増加している一方で、平成26年度決算の下水道使用料が初めて前年度比で減少となり、今後も低下傾向は続くと想定される。

続きまして、2点目は、下水道使用料は節水機器の普及、人口減少等により、下水道を

整備しても増加しにくいことが想定される。

3点目は、人口普及率は下水道整備に合わせて増加しているが、資本費の回収率、これにつきましては、下水道使用料で減価償却費や企業債利息をどれだけ賄っているかという率でございます。この回収率につきましては、日永浄化センター第4系統供用開始に伴って、維持費や資本費ともに増加するため、減少傾向にあります。また、建設増資や償還元金の財源となる留保資金も減少傾向にあると。

4点目につきましては、今後、財政的に厳しい状況になると見込まれる中、現状の要因を反映した10カ年の中期財政計画を策定し、それをもとに下水道使用料のあり方を考えていく必要があると説明をいたしました。

詳細につきましては、下水道事業運営委員会の11ページからでございます。

4の、説明に対します委員からの主な意見につきましては6点ございました。

まず、1点目は、日永浄化センターの稼働が経営に影響を与えているようだが、稼働率が低いことが原因かとの意見に対しまして、日永浄化センターは、増加する汚水の処理に必要な施設であり、経営への影響としては、稼働に伴って生じる動力費や薬品費などの運転費用や減価償却費が増加することが影響するためであると。日永浄化センターの稼働率が低いわけではないと回答いたしました。

2点目につきましては、企業債の償還金額と減価償却費を同じになるように設定すると、資金繰りに余裕ができるのではないかとの意見に対しまして、まず、建設に係る財源は100%企業債というわけではなく、国庫補助金やその他の財源もあることから償還金額と減価償却費は同じ額の設定にはならない。また、投資に伴って維持管理費も発生するので、影響を及ぼすと回答いたしました。

次、2ページのほうの画面をお願いいたします。

3点目は、下水道経営が悪化して見えるのは、会計制度の改正による影響かとの意見に対しまして、今回の会計制度の主な改正点は、まず第1に、企業債を資本から負債に計上する、第2に、国庫補助金などの資本剰余金は、取得した資産と同様に耐用年数で計算したものも収益化するため、繰延収益に整理する。第3に、賞与引当金、貸倒引当金、退職給付引当金を計上するなど、経営に関して資金ベースでの影響はなく、経営上は、会計制度の改正に伴って損益に悪影響を及ぼしているというよりは、人口減少や節水機器の普及等による下水道使用料の伸び悩みによる影響があると考えていると回答いたしました。

4点目につきまして、アクションプログラムの整備目標は、生活排水処理整備率だが、

水洗化人口の目標値はあるのかとの意見に対しまして、アクションプログラムには水洗化人口の目標値の設定はありませんが、10カ年の経営計画を立てるため、アクションプログラムで設定した整備人口から水洗化人口の目標値を設定していると回答いたしました。

5点目につきまして、世帯の分離によって世帯数は増加しているのですが、1人当たりの水量は増加するのではないかと。また、整備が進み、人口密度が低い地域の整備となると使用水量の伸びが低くなるという影響はどうかとの意見に対しまして、過去の推移といたしましては、一般家庭用の小口利用者は下水道整備とともに増加しているが、月30m³以上の中間利用者層では減少している状況にあることから、世帯分離等が水量に与える影響について今後分析をしていく。また、整備の進捗に伴う使用水量の伸びへの影響は認識しているという回答をいたしました。

次、6点目につきまして、経営努力をしっかりと行っているのであれば、市の一般会計からの補助で事業運営をすることも説明できるのではないかととの意見に対しまして、汚水事業は、受益者負担を原則として経営努力を行っており、一般会計からは一定のルールに従って補助をしてもらっている。利用者が限られる汚水事業へのルール以上の一般会計からの補助は、未利用者の理解が得られないと考えているというように回答をいたしました。

下水道事業運営委員会での概要の説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございますが、ご質疑のある方はご発言願います。

○ 加藤清助委員

この運営委員会の報告なんですけど、今は運営委員会のメンバーというのはどういう人でやっておるのかなと思って。これは、一番最後のあれでしょう、今までの答申のところでしょう。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員

いや、古い答申のやつでしょう、これは。19年の5月の答申をこういう……。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員

過去のこの答申を出した人たちの運営委員の名簿やけど、今はどういう人が、何人ぐらいで、どういうメンバーで、この3月24日の第1回をやって、議員は抜けたわけですね。

○ 内田経営企画課長

運営委員会の委員につきましては6名で、うち3名が有識者、3名が市民代表の方になります。有識者の方につきましては、四日市大学の教授、四日市看護医療大学の教授、税理士さん、あと、一般市民の方につきましては、商工会議所、消費者協会等の推薦からいただいている方でございます。

○ 加藤清助委員

メンバーはそういう人でやってもらっているというのはわかるけど、結構、下水道事業って何か、もちろん利用者の立場も要るけど、経営だとか、それから、下水道事業計画そのものについての知識とかなないとやれへんと思うけど、だから、委員長さんは四日市大学の先生がやっておるのか知らんけど、毎年は変わらへんと思うけど、一定の任期、2年とかでやっていると思うんやけど、そういう蓄積はどうなんです。

○ 内田経営企画課長

まず、四日市大学の岩崎先生、それと、四日市看護医療大学の東川先生につきましては、平成15年から運営委員会の委員としてやっていただいております。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

いいですわ。

○ 村山繁生委員長

他にございませんか。

○ 伊藤修一委員

このタブレットに配信されておる1ページの資料でよろしいですね。それで、下水道使用料についての報告のぼつの一番下のところで、今後、財政的に厳しい状況になると見込まれる中、これは見込まれるということなんだけど、中期財政計画を策定し、そして、使用料のあり方を考えていくということで、答弁というか、話をされてみえるんやけど、この中期財政計画はどのような計画で策定されていくのか、それから、その使用料のあり方を考えていくということは、どのような方向性で考えていくつもりなのか、少しお伺いしたいんですが。

○ 内田経営企画課長

まず、財政的に厳しい状況にあるといたしますのが、まず、一つは、平成26年度で初めて下水道使用料のほうの前年度を下回ったという状況がございます。その一つの原因につきましても、水洗化人口が伸びてきているにもかかわらず、有収水量が減ってきておるところが一つの要因でございます。今、有収水量がいわゆる減少傾向になってきたというような要因、それと、今後、日永浄化センターの供用開始に伴う減価償却費とそれと維持管理費がふえてくるというような要因を反映させる、それと、アクションプログラムのほうにつきましても、平成37年度までに概成させるというところで、そちらの投資額も必要になってくると。そのような状況のものを踏まえまして、10カ年の中期財政計画をまずつくりますと。それをつくりました結果、そのもとに基づきまして、現状の今の使用料の単価のままでいけるのかどうかというようなところを検討してまいりたいということでございます。

以上です。

○ 伊藤修一委員

今後、10カ年ということで、これから10年かけて検討するので、そのあり方の結論については10年後に結論を出すという認識でええのやろうか、私らは。

○ 内田経営企画課長

ちょっと言い方が悪く、済みません。

計画上は10カ年のものを策定いたします。その中で、この検討につきましては、一応、その状況を踏まえまして、今年度でどういう状況であるかという検討をしてみたいということです。

以上です。

○ 伊藤修一委員

そうすると、その下水道使用料のあり方を考えていくということの結論はいつ出すの。

○ 内田経営企画課長

一応、今年度で出したいというふうに考えております。

○ 伊藤修一委員

一応、そのたたき台になるようなものがやっぱり前提条件がこの後10年間の中期財政計画ということで、これが連動しておるわけでしょう。だから、これと、これからの話をしていくと、そのあり方の方向性はどっちへ向かっていくのかがわからんやけれども、それはもう結局、中期財政計画がきちっと定まっていくということの前提でないと、このあり方の中身も言えやんということでもいいのかな。

○ 倭上下水道局事業管理者

済みません、参考に配付させていただいた資料のちょっと17ページをご覧くださいませか。それを見ながらご説明させていただこうと思います。

基本的に、伊藤委員の言われる方向の内容の形になってまいろうかと思いますが、17ページに今回示した現状というところのこのグラフをお示しさせていただいておるのですが、一番下の表がございます。先ほど、課長のほうからございましたように、下の一覧表でちょっと見てもらいますと、欄の二つ目に、1のうち下水道使用料税抜きという欄がございます。平成25年度が37億1700万円、平成26年度が36億6600万円と、こういう形で初めてまず使用料が減ったというところがございます。

それと、あくまでも使用料を上げるとかそういうことは、経営ができるかどうかというところで判断するというところで、その下に、まず、損益の見込みというところがございます。これまで損益を見ていただきますと、平成26年度は12億円程度だったんですが、平

成27年度、これ、予算ベースですけれども3億5000万円、28年度の予算では今、500万円という状況になってございます。

それから、経営をやっていく上で一番大事なのはキャッシュベースですね。留保資金、実際、資金繰りというところでキャッシュが問題になってくるわけですが、これまで23億円程度というところが、平成27年度17億円、また、28年度予算ベースで12億円ということで、内部留保も相当きつくなってくると、運転資金も苦しいという状況がござい
ます。

ただ、これで使用料を上げる上げないと、そう粗い判断できません。先ほど説明させていただきましたように、アクションプログラムというのを作成させていただいてござい
ます。これは、10カ年の投資計画になってまいります。実際、下水道をどういう形で整備して
いくかというところがござい
ますので。そういう投資額を見る中で、例えば、今、やっ
と稼働させていただきました日永浄化センターの第4系統、ここら辺の減価償却なり、また
は、徐々に整備が進んで処理量もふえてまいりますので、そういったところを丁寧に、
まずは、10カ年程度の中期財政見通しを見させていただいて、それで、やはり損益であり
ますとか、内部留保がどうなるかというところをまずつくらせていただいた上で、議論を
始めさせていただきたいと、そういう形で今進めたいと思っておりますので、まずは、今
年度内にまた改めて、中期財政計画を、多分、この夏場にこちらとしてはつくらせていた
だきたいと思っておりますので、平成27年度決算を入れての中期財政計画ということで――
よろしいね――そういう形の中期財政をつくりますので、それでまた議論をさせていただ
きますし、この委員会にも報告をさせていただきたい、中期財政計画のほうもお示しをさ
せていただきたいというふうに考えてござい
ますので、よろしくお願
いしたいと思
います。

以上です。

○ 伊藤修一委員

結構ですので、やっぱり委員会のほうにできるだけ早い時期にまた提示していただいて、
やっぱり厳しい状況はやっぱりそういうふうな共通の認識がないと議論も進みませんので、
そういうふうな手だてをお願いしたいと思
います。

以上です。

○ 村山繁生委員長

他にございますか。

○ 加藤清助委員

もう一つだけ教えてほしいのは、ペーパーの7ページと8ページに、アクションプログラムに基づいて中期と長期の目標が7ページに書いてあって、8ページに数値的な整備人口等ありますよね。中期目標のところの丸四つあるのを見ていくと、神前コミュニティ・プラントと県地区の農業集落排水は、この10年間で公共下水道に接続するというんやで、8ページの整備人口を見ると、コミュニティ・プラントが減ってとってきますよね。次の長期目標のところで見ると、そのコミュニティ・プラント、農業集落排水は人口減少により生じる余剰能力を活用するため、対象区域を拡大するというのは、上で公共下水道に接続して事業効率を上げて、既存のコミュニティ・プラントは対象区域を拡大するというのはようわからんな。どう理解したらええんやろう。

○ 松久経営企画課長補佐

松久です。よろしくお願いします。

これは、人口が減少しますと、今まで使っておった農業集落排水施設、もしくは、コミュニティ・プラント施設の能力的に余裕が出てきます。そこに、今まではつなげていなかった、近くに住んでいたけれども、つなげなかったという方をつなげれるように今度はしていきますというようなことで、拡大という、面的に市が積極的に管を伸ばすわけではないんですけれども、そのつなげる方を迎え入れられるような方向でやっていきたいということです。

○ 加藤清助委員

イメージとしてこれ、読み取ったのは、コミュニティ・プラントも公共下水道に接続しますというんでしょう。コミュニティ・プラントはなくならへんの。

○ 松久経営企画課長補佐

コミュニティ・プラントに限っていえば、最終的にはなくす予定になっております。ただ、それまでには、機械が十分使える間は使おうということで、延命化させて使っていきます。その間、能力に余裕ができた分をつないでいただくということです。ですので、

将来的にはなくなりますが、それは平成37年までには神前、47年までには小牧のほうは施設更新に合わせて考えていますけれども、それまでの間の能力見合いでつなげていける分をつなぐということです。

○ 加藤清助委員

ちょっとわかりにくかったけど、要するに、コミュニティ・プラントをなくしていく。それで、公共下水につなげてもらおうでしょう。その空いた余剰能力を持っておる農業集落排水やコミュニティ・プラントを今まで公共下水につなげていなかった人にそこにつなげてもらおうの。違うでしょう。

○ 松久経営企画課長補佐

今現在、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設、現存してまして、それも今ずっとしばらくは使う予定になっております。これを公共下水道につなぐまでの間、やっぱり人口減少で今まで能力いっぱい新しくつなぐことを断っていたところとか、公共下水道につなぎかえるまでの間、だんだん施設に対して能力が余ってくるということが生じます。そういうものが現に生じている箇所もありますので、そういうところに対しては新しく農業集落排水施設につなぐとか、そういうことをしていく。そういうことで、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設、その公共につなぐまでの間でもつないでいただくというふうな拡大ということになります。

○ 加藤清助委員

何となくわかったような。

○ 村山繁生委員長

他にございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他にないようですので、本件につきましてはこの程度といたしますが、本日、急遽もう

一件、交付金の内示について報告を求められておりますので、これを認めます。

資料の配付をお願いします。

説明をお願いします。

○ 中村技術部長

中村でございます。本来であれば、委員会の審査順序の中に入れさせていただくもので急遽追加させていただきました。本当に申しわけございません。

私のほうからは、報告をさせていただきたい部分といたしまして、社会資本整備総合交付金事業の内示の状況について報告をさせていただきます。

平成28年度でございますけれども、表を見ていただきますと、上の表でございます。事業名と書いてございますのは、これ、計画の名前でございます。これは、地域とか自治体によっていろんな名前をつけておりまして、こういうものに力を入れてやっていきたいということで挙げさせていただいている計画名でございます。大きくは社会資本整備総合交付金事業の中の一部として進めております。この中で、真ん中のところでございます、要求額というのがございます。これが平成28年度事業として要求させていただいた金額で、事業費としまして47億9973万円でございます。国費ベースとして24億2934万円でございます。これに対しまして、内示額が事業費といたしまして37億398万8000円となっております。そして、国費ベースといたしまして、18億7857万5000円でございます。内示の率といたしましては77%でございます。そして、内示の不足分、減額となった分でございますけれども、5億5076万5000円でございます。これが事業費ベースとなりますと、ほとんどは50%の交付率なんですけれども、どれだけ減額になったかと申しますと、10億9574万2000円、ほぼ11億円ほどの減額になってきたということでございます。

平成27年度につきましても同様な形にはなっておるわけなんですけれども、内示の率が77%ございました。そして、国費といたしましての減額分が4億4559万円、そして、事業費といたしまして8億9000万円ほどの減額となっております。

こちらのほうについてはそういうふうな形で減額されてきましたというご報告ではございますけれども、じゃ、このままどうするのやという形になってまいりますもので、まずは、その工事の入札をしますと、入札の差金が出てまいります。その差金を有効に活用させていただいて、事業に乗せていきたいということと、県のほうに対しまして、他の市町村で執行できない未執行の部分とかそういうものがございましたら、私どもに回していた

だきたいというようなことも言っておりますし、そして、もし国からの補正予算とか、そういう呼びかけがございましたら、当然100%には戻していきますし、それ以上の要求をさせていただきたいというようなことはもう既に県のほうにも言ってございます。

それと、ちょっと偶然なんですけれども、きょう、国の中部地方整備局の担当の方が5名、そして、三重県の方が10名で津市のほうから順番にずっといろんな事業を現場で視察してきていらっしゃいます。最終、もう既に四日市に入っているんですけど、四日市のほうで今の事業、どういう事業をやっておるのやと、それと、これからどういう事業をやっていくんやというのを聞き取りをしたいということで言っていただいておりますので、そういったところで特に四日市を聞きたいというようなことも言っていただいておりますもので、そういうようなところを丁寧に説明しながら、今後も予算の確保に努めていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

報告説明は以上でございますが、何かご質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

では、ないようですので、この程度とさせていただきます。

以上をもって上下水道局の所管部分については終了となります。お疲れさまでした。

委員の皆様はもうしばらくお残りいただいて、ご相談がございましたので、よろしく願います。

まず、6月定例会議での所管事務調査でございますが、小川委員のほうから資料の請求ございましたけれども、議論はしなくていいとおっしゃっていただきましたので、もうなしということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、続きまして、6月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングについてでございます。

7月15日の6時半からでございます。桜地区市民センターでございます。

シティ・ミーティングのテーマは、正副委員長に一任されましたので、4月からクリーンセンターが稼働して、また何か新たな課題があるとか、何かあったらと思ってこのテーマと、それから、今年度予算で、ペットボトルや飲料缶の水の備蓄を上下水道局でやります。そうした観点の水の備蓄、それと、それから、各市内に何か所か地下の浄化槽、そういったところのこともありますので、防災の観点からやってはどうかということで、この2点をテーマとさせていただきました。

進め方でございますけれども、司会のほうは副委員長にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

それから、最初の議案報告でございますが、今回は余りボリュームも少ないですので、私、委員長のほうでさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。では、そのような段取りでさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

続きましては、行政視察でございますが、タブレットのほうに資料が行っていると思いますが、ご覧いただけますでしょうか。

7月19日から21日までの3日間でございます。内容はご覧になっていただいておりますが、まず、集合で四日市以外で乗られる方、おみえになりますか。小川委員は、富田から。それで近鉄特急、桑名で合流ということでもいいですね。わかりました。

あとは、近鉄四日市駅、ホームでね。集合時間、これ8時50分。一応、8時50分にホー

ムへ集合ということでお願いします。

それから、昼食代を2000円ずつお渡しさせていただきますので、名古屋駅で買ってもらってもいいし、東京駅の乗り換えのときで買ってもらってもいいですけど、それはもう各個人でよろしく、昼食のほうはお願いをいたします。

初日の夕食の件でございますが、これは1日目のあれは、もう委員会として全員そろってお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、2日目は、昼食も予約しておきますので、ここまでは委員会としてそろってお願いをしたいと思います。なお、2日目の夜、それから、3日目の昼はもう自由とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後に、休会中の所管事務調査でございますが、日程がなかなかありませんけれども、一応、第1希望として7月26日に行いたいと思いますが、26日午前、午後、都合の悪い方。

午前、午後どちらがよろしいでしょうか。

(「午前」と呼ぶ者あり)

○ 村山繁生委員長

午前のほうがよろしいですか。

じゃ、26日の午前10時からということ。

テーマはどうさせていただきますでしょうか。

(「一任」と呼ぶ者あり)

○ 村山繁生委員長

正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

わかりました。

一任されたけれども、その報告は、きょう。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

それでは、私、正副の……。

○ 中森慎二委員

市民からいただいた意見って、何かテーマがあったんじゃない。あそこから……。

○ 村山繁生委員長

ありました。四つぐらいありましたね。その四つのうちに、空き家対策というのもありましたので、空き家条例、もう制定されて、なおかつ空き家バンク制度も動き出していましたので、そういった進捗状況を含めて、空き家対策についてを行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

では、それは空き家対策についてということで、所管事務調査、7月26日の午前10時からということでよろしくお願いをいたします。

では、以上で全部終了となります。本日はどうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

16 : 03 閉議